

2024. 4. 9

# 上場インデックスファンド225

## 愛称「上場225」

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

◆この目論見書により行なう「上場インデックスファンド225」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月8日に関東財務局長に提出しており、2024年4月9日にその効力が発生しております。

|                                  |   |                                       |
|----------------------------------|---|---------------------------------------|
| 有価証券届出書提出日                       | : | 2024年4月8日                             |
| 発行者名                             | : | 日興アセットマネジメント株式会社                      |
| 代表者の役職氏名                         | : | 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ                  |
| 本店の所在の場所                         | : | 東京都港区赤坂九丁目7番1号                        |
| 有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所 | : | 名称 株式会社東京証券取引所<br>所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号 |

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

## － 目 次 －

|                           | 頁   |
|---------------------------|-----|
| 第一部【証券情報】 .....           | 1   |
| 第二部【ファンド情報】 .....         | 3   |
| 第1【ファンドの状況】 .....         | 3   |
| 第2【管理及び運営】 .....          | 24  |
| 第3【ファンドの経理状況】 .....       | 29  |
| 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 ..... | 54  |
| 第三部【委託会社等の情報】 .....       | 55  |
| 約款 .....                  | 114 |

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

上場インデックスファンド２２５（以下「ファンド」といいます。）

- ・愛称として「上場２２５」、「ＪｏＪｏ ２２５」という名称を用いることがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

30 兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### (6)【申込単位】

ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数を申込単位とし、その整数倍とします。

※「ユニット株式」とは、日経平均株価における各構成銘柄の委託会社が指定する株数の株式すべてを指すものとします。

※申込単位は、金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みについては 10 口未満で切上げとなり、利用しない取得申込みについては 1 口未満で切上げとなります。

### (7)【申込期間】

2024 年 4 月 9 日から 2024 年 10 月 8 日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

( 9 ) 【払込期日】

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する株式をもって取得申込みを行なうものとします。取得申込みに係る株式は、追加設定を行なう日に、販売会社によって、受託会社が指定する株式会社証券保管振替機構のファンドの口座に預託、保管されます（金銭が含まれる場合は、当該金銭については、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。）。

( 1 0 ) 【払込取扱場所】

「( 8 ) 申込取扱場所」に同じです。

( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

( 1 2 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

日経平均株価に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、日経平均株価の計算方法に従ってポートフォリオを構成し、原則としてそれを維持することにより、基準価額が同指数の動きと高位に連動することをめざします。

※日経平均株価は、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指数で、東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち、株式市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。

計算方法は、ダウ式修正平均株価で、連続性を維持するために必要に応じて除数を修正します。

$$\text{日経平均株価} = \frac{\text{指数採用225銘柄の株価合計}}{\text{除数}}$$

※現在の算出方法は1950年に採用され、1949年まで遡及計算されました。日本の株価指数では最も長い歴史を持ち、内外の投資家や株式市場関係者にもよく知られています。

構成銘柄は、市場流動性、セクターバランスを基に毎年見直されます。また、構成銘柄の合併、上場廃止などに対応した見直しが行なわれます。

#### 「日経平均株価(日経225)」の著作権などについて

- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
- ・「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属している。
- ・当ファンドは、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負わない。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有している。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 独立区分  | 補足分類    |
|-------------|--------|-------------------|-------|---------|
| 単位型投信       | 国内     | 株 式               | M M F | インデックス型 |
|             |        | 債 券               |       |         |
|             | 海外     | 不動産投信             | M R F | 特殊型     |
| 追加型投信       | 内外     | その他資産<br>( )      | E T F |         |
|             |        |                   | 資産複合  |         |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇E T F

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

| 投資対象資産                  | 決算頻度       | 投資対象地域      | 対象インデックス   |
|-------------------------|------------|-------------|------------|
| 株式<br>一般                | 年 1 回      | グローバル       |            |
| 大型株<br>中小型株             | 年 2 回      | 日本          |            |
|                         | 年 4 回      | 北米          | 日経 225     |
| 債券<br>一般                | 年 6 回      | 欧州          |            |
| 公債                      | (隔月)       | アジア         |            |
| 社債                      | 年 12 回     | オセアニア       | TOPIX      |
| その他債券<br>クレジット属性<br>( ) | (毎月)       | 中南米         |            |
| 不動産投信                   | 日々         | アフリカ        | その他<br>( ) |
| その他資産<br>( )            | その他<br>( ) | 中近東<br>(中東) |            |
| 資産複合<br>( )             |            | エマージング      |            |
| 資産配分固定型<br>資産配分変更型      |            |             |            |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

### ◇株式 一般

当ファンドは、株式に投資を行ないます。「株式 一般」とは、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

### ◇年 1 回

目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

### ◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。



### ③ ファンドの特色

当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられています。

## 1. 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

- ・ 売買単位は1口単位です。(有価証券届出書提出日現在)
- ・ 売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
- ・ 取引方法は原則として株式と同様です。

※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

## 2. 株式をもって受益権の取得申込みを行ないます。

ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数を申込単位として、その整数倍とします。

- ※「ユニット株式」とは、日経平均株価における各構成銘柄の委託会社が指定する株数の株式すべてを指すものとします。
- ※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。
- ※申込単位は、金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みについては10口未満で切上げとなり、利用しない取得申込みについては1口未満で切上げとなります。

## 3. 解約請求による途中換金をすることはできません。

## 4. 受益権をもって株式と交換することができます。

- ※日経平均株価構成銘柄は毎年入替えが行なわれますので、取得申込時に提出された日経平均株価構成銘柄と、交換時に取得された各株式は完全に一致するものではありません。
- ※日経平均株価構成銘柄の入替え、権利落ちなどの市況変動によらない株価変動による除数の修正などにより、取得申込時に取得された受益権の口数と、交換時に必要とされる口数は一致するものではありません。
- ※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した交換請求が可能です。

※「金融商品取引清算機関による清算制度」とは、ETFの取得および交換に係る有価証券等の引渡債務を金融商品取引清算機関が引き受けることで、決済履行を保証する制度です。

### 主な投資制限

- ・ 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 投資することを指図する株式は、原則として日経平均株価に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ・ 外貨建資産への投資は行ないません。

### 分配方針

- ・ 信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



④ 信託金限度額

- ・10 兆円相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2001 年 7 月 9 日

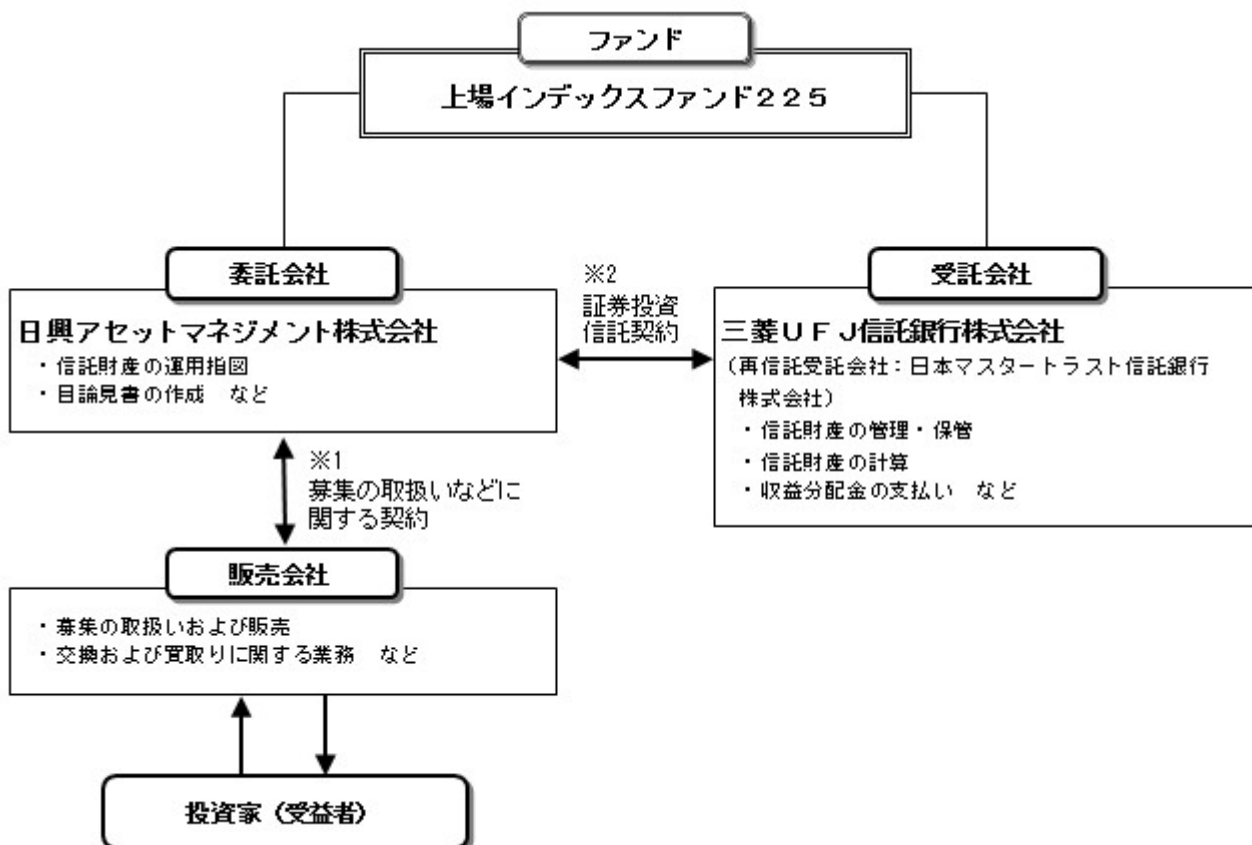
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2001 年 7 月 13 日

- ・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、交換および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2024 年 1 月末現在）

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

| 名 称                   | 住 所                   | 所有株数          | 所有比率    |
|-----------------------|-----------------------|---------------|---------|
| 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 | 192,211,000 株 | 97.562% |

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ・日経平均株価に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、信託財産中に占める各銘柄の株数の比率を日経平均株価における個別銘柄の株数の構成比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経平均株価の動きに連動する投資成果をめざします。
- ・次に掲げる場合には、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。
  - ①日経平均株価の計算方法が変更された場合
  - ②日経平均株価に採用されている銘柄の入替えまたは資本異動などにより、日経平均株価における個別銘柄の株数の構成比率の修正が行なわれた場合
  - ③追加信託および受益権と株式との交換の指図に伴ない、信託財産中に占める各銘柄の株数の比率が、日経平均株価における個別銘柄の株数の構成比率と著しく異なることとなる場合
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、日経平均株価への連動率を向上させるため、資金動向に応じて約款に定める有価証券指数等先物取引などを行なう場合があります。
- ・ファンドが信託を終了することとなった場合は、上記の方針のような運用ができない場合があります。

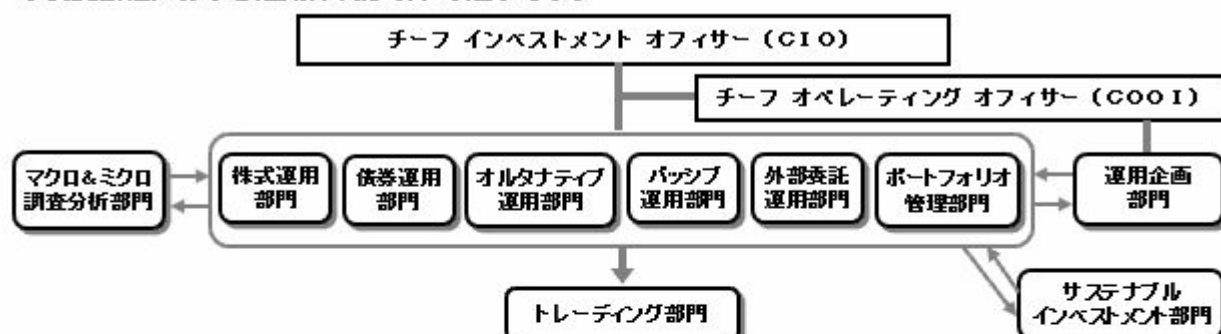
### (2)【投資対象】

日経平均株価に採用されている銘柄の株式を主要投資対象とします。

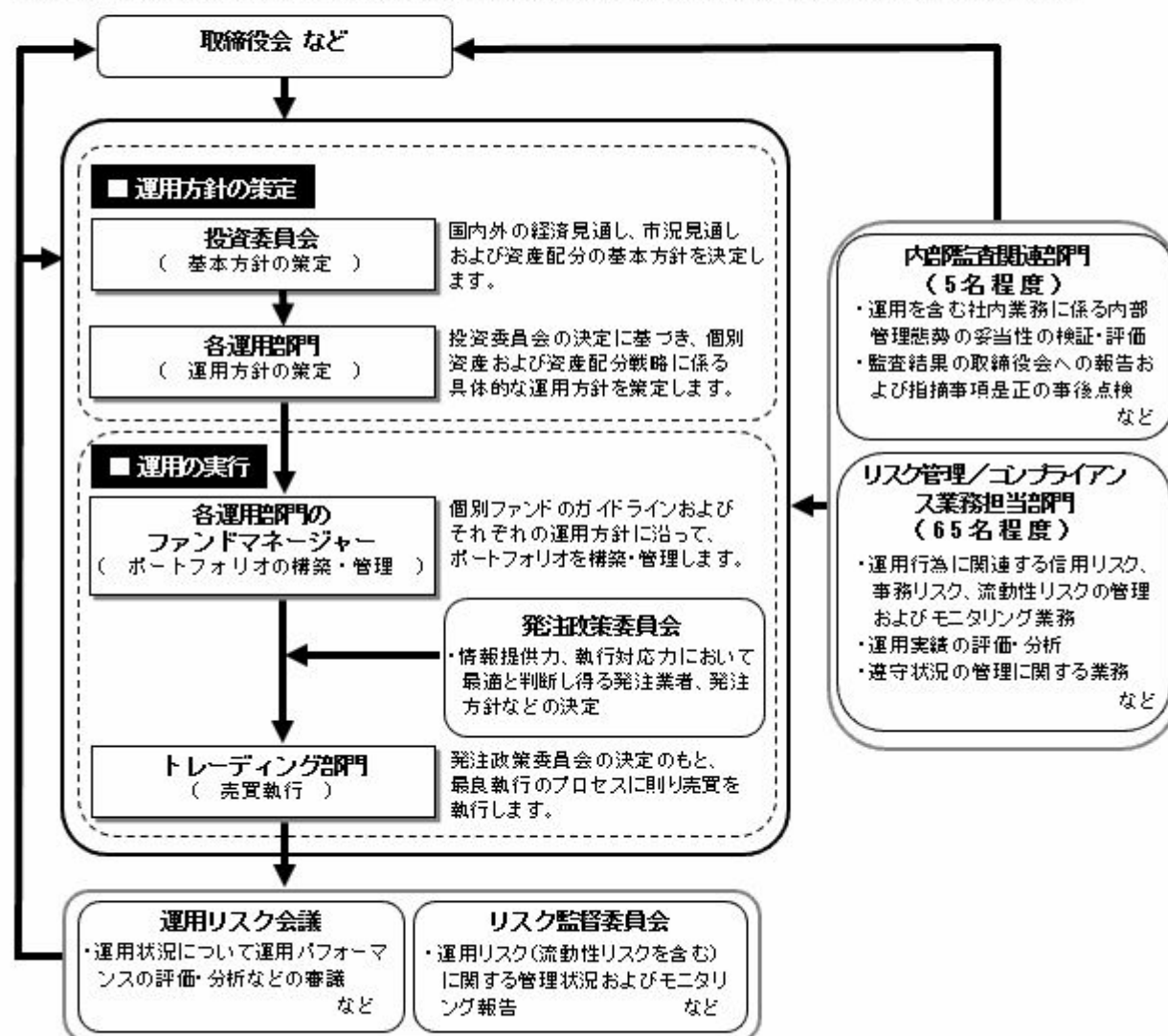
- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1) 有価証券
  - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条に定めるものに限ります。）
  - 3) 金銭債権
- ② 主として株式に投資するほか、次に掲げる株式以外の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）および金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
  - 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 3) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 4) コール・ローン
- ③ 次の取引ができます。
  - 1) 先物取引等
  - 2) 有価証券の貸付

### (3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



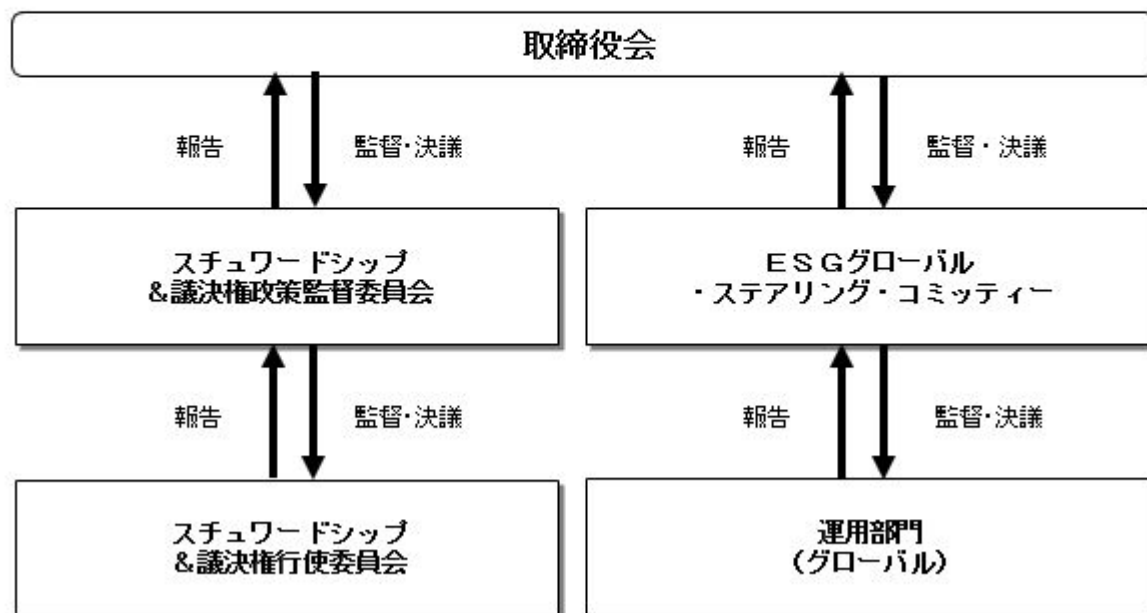
#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

#### ◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2024年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

- 1) 信託財産から生ずる配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- 2) 毎計算期末に信託財産から生じたイ) に掲げる利益の合計額は、ロ) に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
  - イ) 有価証券売買益（評価益を含む）、先物取引等取引益（評価益を含む）、追加信託差益金、交換差益金
  - ロ) 有価証券売買損（評価損を含む）、先物取引等取引損（評価損を含む）、追加信託差損金、交換差損金

##### ② 収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式は、原則として日経平均株価に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 3) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 4) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における日経平均株価先物取引および日経平均株価オプション取引ならびに外国の金融商品取引所における日経平均株価先物取引および日経平均株価オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸付の指図をすることができます。株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 6) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

##### ② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

#### 3 【投資リスク】

##### (1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

④ 有価証券の貸付などにおけるリスク

有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

<日経平均株価と基準価額の主な乖離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を日経平均株価の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・日経平均株価の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと日経平均株価の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

◇ 金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額の乖離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・交換の取り扱いを停止することもあります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・交換の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・交換の取り扱いを停止する場合があります。

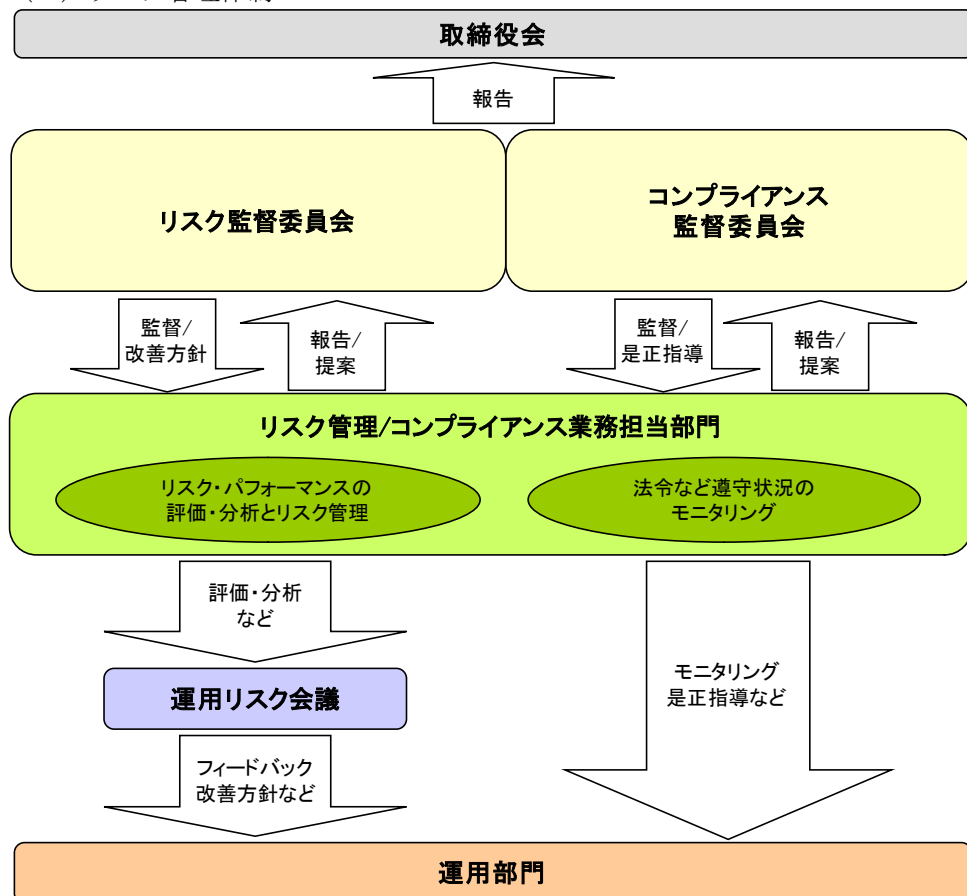
・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額が乖離する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

## (2) リスク管理体制



### ■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

### ■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

### ■法令など遵守状況のモニタリング

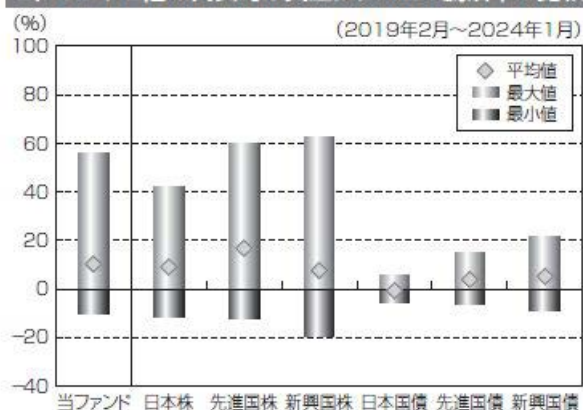
運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2024年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

|     | 当ファンド  | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 平均値 | 10.3%  | 9.1%   | 16.8%  | 7.6%   | -0.7% | 3.9%  | 5.2%  |
| 最大値 | 56.3%  | 42.1%  | 59.8%  | 62.7%  | 5.4%  | 14.8% | 21.5% |
| 最小値 | -10.2% | -11.4% | -12.4% | -19.4% | -5.5% | -6.1% | -8.8% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### <各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証 株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

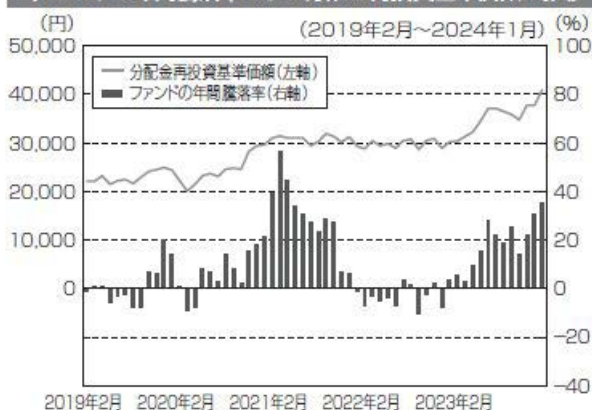
日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、2019年2月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

### TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

### MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

### FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

### JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

##### (2)【換金（解約）手数料】

###### ① 換金手数料

販売会社は、受益者が交換を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

###### ② 信託財産留保額

ありません。

##### (3)【信託報酬等】

###### ① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.154%（税抜 0.14%）以内の率を乗じて得た額とします。

###### ② 信託報酬の配分

信託報酬（有価証券届出書提出日現在）の配分（年率）は、以下の通りとします。

| 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 |        |        |        |
|-----------------------|--------|--------|--------|
| 純資産総額                 | 合計     | 委託会社   | 受託会社   |
| 1 兆円以下の部分             | 0.140% | 0.075% | 0.065% |
| 1 兆円超 2 兆円以下の部分       | 0.125% | 0.075% | 0.050% |
| 2 兆円超 3 兆円以下の部分       | 0.110% | 0.070% | 0.040% |
| 3 兆円超 4 兆円以下の部分       | 0.080% | 0.040% | 0.040% |
| 4 兆円超 5 兆円以下の部分       | 0.044% | 0.029% | 0.015% |
| 5 兆円超の部分              | 0.039% | 0.029% | 0.010% |

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価            |
| 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

###### ③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

##### (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息。

④ 有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料に 0.55（税抜 0.5）以内（有価証券届出

書提出日現在、0.55（税抜 0.5））を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は 1 : 1 とし、信託報酬と同時期に支払います。

⑤ 受益権の上場に係る費用ならびに「日経平均株価」その他これに類する標章の使用料。

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

\* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。

- ・ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・ 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### ① 個人受益者の場合

###### 1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

###### 2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

※確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

###### 3) 受益権と現物株式との交換

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

##### ② 法人受益者の場合

###### 1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

###### 2) 収益分配金の受取り時の課税

- ・ 収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。
- ・ 収益分配金は、原則として益金不算入の対象となります。

###### 3) 受益権と現物株式との交換

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 4 月 8 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【上場インデックスファンド225】

以下の運用状況は 2024 年 1 月 31 日現在です。  
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類                 | 国・地域 | 時価合計（円）           | 投資比率（％） |
|-----------------------|------|-------------------|---------|
| 株式                    | 日本   | 4,696,458,563,600 | 99.74   |
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | —    | 12,358,239,470    | 0.26    |
| 合計（純資産総額）             |      | 4,708,816,803,070 | 100.00  |

その他の資産の投資状況

| 資産の種類    | 建別 | 国・地域 | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|----------|----|------|----------------|---------|
| 株価指数先物取引 | 買建 | 日本   | 12,365,800,000 | 0.26    |

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名           | 業種     | 数量又は<br>額面総額 | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|------|----|---------------|--------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本   | 株式 | ファーストリテイリング   | 小売業    | 12,930,000   | 34,593.85       | 447,298,496,670 | 39,740.00       | 513,838,200,000 | 10.91           |
| 日本   | 株式 | 東京エレクトロン      | 電気機器   | 12,930,000   | 20,323.27       | 262,779,997,710 | 27,865.00       | 360,294,450,000 | 7.65            |
| 日本   | 株式 | アドバンテスト       | 電気機器   | 34,480,000   | 4,967.53        | 171,280,671,280 | 5,823.00        | 200,777,040,000 | 4.26            |
| 日本   | 株式 | ソフトバンクグループ    | 情報・通信業 | 25,860,000   | 6,697.59        | 173,199,739,320 | 6,460.00        | 167,055,600,000 | 3.55            |
| 日本   | 株式 | KDDI          | 情報・通信業 | 25,860,000   | 4,304.95        | 111,326,172,000 | 4,897.00        | 126,636,420,000 | 2.69            |
| 日本   | 株式 | 信越化学工業        | 化学     | 21,550,000   | 4,612.55        | 99,400,464,000  | 5,875.00        | 126,606,250,000 | 2.69            |
| 日本   | 株式 | ダイキン工業        | 機械     | 4,310,000    | 28,827.08       | 124,244,746,820 | 23,885.00       | 102,944,350,000 | 2.19            |
| 日本   | 株式 | TDK           | 電気機器   | 12,930,000   | 5,443.62        | 70,386,031,950  | 7,442.00        | 96,225,060,000  | 2.04            |
| 日本   | 株式 | ファナック         | 電気機器   | 21,550,000   | 4,715.81        | 101,625,837,650 | 4,117.00        | 88,721,350,000  | 1.88            |
| 日本   | 株式 | テルモ           | 精密機器   | 17,240,000   | 4,325.31        | 74,568,351,000  | 5,031.00        | 86,734,440,000  | 1.84            |
| 日本   | 株式 | リクルートホールディングス | サービス業  | 12,930,000   | 4,560.19        | 58,963,292,910  | 5,927.00        | 76,636,110,000  | 1.63            |
| 日本   | 株式 | 京セラ           | 電気機器   | 34,480,000   | 1,899.41        | 65,491,686,320  | 2,182.50        | 75,252,600,000  | 1.60            |
| 日本   | 株式 | 中外製薬          | 医薬品    | 12,930,000   | 3,949.98        | 51,073,349,130  | 5,347.00        | 69,136,710,000  | 1.47            |
| 日本   | 株式 | レーザーテック       | 電気機器   | 1,724,000    | 23,538.24       | 40,579,941,208  | 39,780.00       | 68,580,720,000  | 1.46            |
| 日本   | 株式 | トヨタ自動車        | 輸送用機器  | 21,550,000   | 2,321.24        | 50,022,775,650  | 3,000.00        | 64,650,000,000  | 1.37            |
| 日本   | 株式 | ソニーグループ       | 電気機器   | 4,310,000    | 12,996.64       | 56,015,550,470  | 14,695.00       | 63,335,450,000  | 1.35            |
| 日本   | 株式 | 第一三共          | 医薬品    | 12,930,000   | 4,130.27        | 53,404,454,820  | 4,423.00        | 57,189,390,000  | 1.21            |
| 日本   | 株式 | 日東電工          | 化学     | 4,310,000    | 10,052.93       | 43,328,137,560  | 12,310.00       | 53,056,100,000  | 1.13            |
| 日本   | 株式 | セコム           | サービス   | 4,310,000    | 9,514.06        | 41,005,635,240  | 10,720.00       | 46,203,200,000  | 0.98            |

|    |    |                 | 業      |            |           |                |           |                |      |
|----|----|-----------------|--------|------------|-----------|----------------|-----------|----------------|------|
| 日本 | 株式 | N T Tデータグループ    | 情報・通信業 | 21,550,000 | 1,922.36  | 41,426,893,100 | 2,140.50  | 46,127,775,000 | 0.98 |
| 日本 | 株式 | 本田技研工業          | 輸送用機器  | 25,860,000 | 1,438.60  | 37,202,439,120 | 1,675.50  | 43,328,430,000 | 0.92 |
| 日本 | 株式 | 豊田通商            | 卸売業    | 4,310,000  | 7,245.75  | 31,229,192,700 | 9,786.00  | 42,177,660,000 | 0.90 |
| 日本 | 株式 | バンダイナムコホールディングス | その他製品  | 12,930,000 | 3,157.53  | 40,826,866,950 | 3,215.00  | 41,569,950,000 | 0.88 |
| 日本 | 株式 | H O Y A         | 精密機器   | 2,155,000  | 16,303.82 | 35,134,738,635 | 18,945.00 | 40,826,475,000 | 0.87 |
| 日本 | 株式 | 富士フイルムホールディングス  | 化学     | 4,310,000  | 8,314.96  | 35,837,520,380 | 9,410.00  | 40,557,100,000 | 0.86 |
| 日本 | 株式 | デンソー            | 輸送用機器  | 17,240,000 | 2,391.75  | 41,233,816,440 | 2,341.00  | 40,358,840,000 | 0.86 |
| 日本 | 株式 | キッコーマン          | 食料品    | 4,310,000  | 8,012.00  | 34,531,746,420 | 9,141.00  | 39,397,710,000 | 0.84 |
| 日本 | 株式 | コナミグループ         | 情報・通信業 | 4,310,000  | 7,358.97  | 31,717,172,530 | 9,126.00  | 39,333,060,000 | 0.84 |
| 日本 | 株式 | オリンパス           | 精密機器   | 17,240,000 | 2,214.21  | 38,173,125,240 | 2,200.00  | 37,928,000,000 | 0.81 |
| 日本 | 株式 | アステラス製薬         | 医薬品    | 21,550,000 | 2,053.31  | 44,249,030,850 | 1,725.00  | 37,173,750,000 | 0.79 |

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

| 種類 | 国内／国外 | 業種       | 投資比率(%) |
|----|-------|----------|---------|
| 株式 | 国内    | 水産・農林業   | 0.07    |
|    |       | 鉱業       | 0.07    |
|    |       | 建設業      | 1.65    |
|    |       | 食料品      | 3.40    |
|    |       | 繊維製品     | 0.09    |
|    |       | パルプ・紙    | 0.07    |
|    |       | 化学       | 6.78    |
|    |       | 医薬品      | 5.95    |
|    |       | 石油・石炭製品  | 0.21    |
|    |       | ゴム製品     | 0.75    |
|    |       | ガラス・土石製品 | 0.70    |
|    |       | 鉄鋼       | 0.09    |
|    |       | 非鉄金属     | 0.67    |
|    |       | 金属製品     | 0.02    |
|    |       | 機械       | 4.84    |
|    |       | 電気機器     | 27.10   |
|    |       | 輸送用機器    | 4.68    |
|    |       | 精密機器     | 3.74    |
|    |       | その他製品    | 2.33    |
|    |       | 電気・ガス業   | 0.16    |
|    |       | 陸運業      | 1.26    |
|    |       | 海運業      | 0.48    |
|    |       | 空運業      | 0.29    |
|    |       | 倉庫・運輸関連業 | 0.21    |
|    |       | 情報・通信業   | 9.90    |

|     |  |            |       |
|-----|--|------------|-------|
|     |  | 卸売業        | 3.35  |
|     |  | 小売業        | 12.84 |
|     |  | 銀行業        | 0.67  |
|     |  | 証券、商品先物取引業 | 0.17  |
|     |  | 保険業        | 0.92  |
|     |  | その他金融業     | 0.82  |
|     |  | 不動産業       | 1.15  |
|     |  | サービス業      | 4.29  |
| 合 計 |  |            | 99.74 |

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

| 資産の種類    | 取引所   | 名称                  | 建別 | 数量  | 通貨  | 契約額等（円）        | 評価額（円）         | 投資比率（%） |
|----------|-------|---------------------|----|-----|-----|----------------|----------------|---------|
| 株価指数先物取引 | 大阪取引所 | 日経平均株価指数先物 2024年03月 | 買建 | 340 | 日本円 | 11,374,147,600 | 12,365,800,000 | 0.26    |

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

| 期別                  | 純資産総額（百万円） |           | 1口当たり純資産額（円） |        | 東京証券取引所<br>取引価格（円） |
|---------------------|------------|-----------|--------------|--------|--------------------|
|                     | 分配落ち       | 分配付き      | 分配落ち         | 分配付き   |                    |
| 第13計算期間末（2014年7月8日） | 940,073    | 951,796   | 15,614       | 15,808 | 15,620             |
| 第14計算期間末（2015年7月8日） | 1,409,409  | 1,426,345 | 20,156       | 20,399 | 20,210             |
| 第15計算期間末（2016年7月8日） | 1,434,226  | 1,458,032 | 15,423       | 15,679 | 15,450             |
| 第16計算期間末（2017年7月8日） | 2,461,222  | 2,493,841 | 20,403       | 20,673 | 20,420             |
| 第17計算期間末（2018年7月8日） | 2,855,907  | 2,900,350 | 22,324       | 22,671 | 22,330             |
| 第18計算期間末（2019年7月8日） | 2,927,807  | 2,982,740 | 22,065       | 22,479 | 22,060             |
| 第19計算期間末（2020年7月8日） | 2,943,165  | 2,993,523 | 23,021       | 23,415 | 23,020             |
| 第20計算期間末（2021年7月8日） | 3,728,927  | 3,775,401 | 28,877       | 29,237 | 28,950             |
| 第21計算期間末（2022年7月8日） | 3,484,481  | 3,547,767 | 27,199       | 27,693 | 27,285             |
| 第22計算期間末（2023年7月8日） | 4,156,375  | 4,225,654 | 33,333       | 33,889 | 33,370             |
| 2023年1月末日           | 3,548,031  | —         | 28,301       | —      | 28,280             |
| 2月末日                | 3,549,576  | —         | 28,435       | —      | 28,405             |
| 3月末日                | 3,652,175  | —         | 29,316       | —      | 29,320             |
| 4月末日                | 3,735,015  | —         | 30,166       | —      | 30,180             |
| 5月末日                | 4,054,001  | —         | 32,293       | —      | 32,300             |
| 6月末日                | 4,303,907  | —         | 34,728       | —      | 34,760             |
| 7月末日                | 4,258,830  | —         | 34,139       | —      | 34,150             |
| 8月末日                | 4,186,091  | —         | 33,587       | —      | 33,560             |
| 9月末日                | 4,143,838  | —         | 33,027       | —      | 33,040             |
| 10月末日               | 3,997,956  | —         | 31,990       | —      | 32,040             |
| 11月末日               | 4,357,654  | —         | 34,715       | —      | 34,680             |
| 12月末日               | 4,333,785  | —         | 34,742       | —      | 34,800             |
| 2024年1月末日           | 4,708,816  | —         | 37,669       | —      | 37,670             |

(注) 計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

#### ② 【分配の推移】

| 期    | 期間                  | 1口当たりの分配金（円） |
|------|---------------------|--------------|
| 第13期 | 2013年7月9日～2014年7月8日 | 194.7000     |
| 第14期 | 2014年7月9日～2015年7月8日 | 242.2000     |
| 第15期 | 2015年7月9日～2016年7月8日 | 256.0000     |
| 第16期 | 2016年7月9日～2017年7月8日 | 270.4000     |
| 第17期 | 2017年7月9日～2018年7月8日 | 347.4000     |



|        |                               |          |
|--------|-------------------------------|----------|
| 第 18 期 | 2018 年 7 月 9 日～2019 年 7 月 8 日 | 414.0000 |
| 第 19 期 | 2019 年 7 月 9 日～2020 年 7 月 8 日 | 393.9000 |
| 第 20 期 | 2020 年 7 月 9 日～2021 年 7 月 8 日 | 359.9000 |
| 第 21 期 | 2021 年 7 月 9 日～2022 年 7 月 8 日 | 494.0000 |
| 第 22 期 | 2022 年 7 月 9 日～2023 年 7 月 8 日 | 555.6000 |
| 当中間期   | 2023 年 7 月 9 日～2024 年 1 月 8 日 | —        |

### ③【収益率の推移】

| 期      | 期間                            | 収益率 (%) |
|--------|-------------------------------|---------|
| 第 13 期 | 2013 年 7 月 9 日～2014 年 7 月 8 日 | 10.09   |
| 第 14 期 | 2014 年 7 月 9 日～2015 年 7 月 8 日 | 30.65   |
| 第 15 期 | 2015 年 7 月 9 日～2016 年 7 月 8 日 | △22.21  |
| 第 16 期 | 2016 年 7 月 9 日～2017 年 7 月 8 日 | 34.04   |
| 第 17 期 | 2017 年 7 月 9 日～2018 年 7 月 8 日 | 11.12   |
| 第 18 期 | 2018 年 7 月 9 日～2019 年 7 月 8 日 | 0.69    |
| 第 19 期 | 2019 年 7 月 9 日～2020 年 7 月 8 日 | 6.12    |
| 第 20 期 | 2020 年 7 月 9 日～2021 年 7 月 8 日 | 27.00   |
| 第 21 期 | 2021 年 7 月 9 日～2022 年 7 月 8 日 | △4.10   |
| 第 22 期 | 2022 年 7 月 9 日～2023 年 7 月 8 日 | 24.60   |
| 当中間期   | 2023 年 7 月 9 日～2024 年 1 月 8 日 | 3.95    |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

### （４）【設定及び解約の実績】

| 期      | 期間                            | 設定口数（口）    | 解約口数（口）    |
|--------|-------------------------------|------------|------------|
| 第 13 期 | 2013 年 7 月 9 日～2014 年 7 月 8 日 | 27,720,867 | 18,179,753 |
| 第 14 期 | 2014 年 7 月 9 日～2015 年 7 月 8 日 | 41,900,362 | 32,184,688 |
| 第 15 期 | 2015 年 7 月 9 日～2016 年 7 月 8 日 | 37,581,993 | 14,512,925 |
| 第 16 期 | 2016 年 7 月 9 日～2017 年 7 月 8 日 | 49,099,300 | 21,460,748 |
| 第 17 期 | 2017 年 7 月 9 日～2018 年 7 月 8 日 | 55,798,682 | 48,499,491 |
| 第 18 期 | 2018 年 7 月 9 日～2019 年 7 月 8 日 | 25,491,356 | 20,732,441 |
| 第 19 期 | 2019 年 7 月 9 日～2020 年 7 月 8 日 | 23,063,359 | 27,908,213 |
| 第 20 期 | 2020 年 7 月 9 日～2021 年 7 月 8 日 | 25,942,434 | 24,656,542 |
| 第 21 期 | 2021 年 7 月 9 日～2022 年 7 月 8 日 | 10,410,100 | 11,432,252 |
| 第 22 期 | 2022 年 7 月 9 日～2023 年 7 月 8 日 | 8,243,580  | 11,660,058 |
| 当中間期   | 2023 年 7 月 9 日～2024 年 1 月 8 日 | 5,562,683  | 5,366,811  |

(注)解約口数は交換口数を表示しております。

## 運用実績

2024年1月31日現在

### 基準価額・純資産の推移



基準価額……………37,669円

純資産総額……………4兆7,088億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、2014年1月末の基準価額を起点として指数化しています。  
※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

### 分配の推移(税引前、1口当たり)

| 2019年7月 | 2020年7月 | 2021年7月 | 2022年7月 | 2023年7月 | 設定来累計    |
|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 414.0円  | 393.9円  | 359.9円  | 494.0円  | 555.6円  | 4,898.2円 |

### 主要な資産の状況

#### <資産構成比率>

| 組入資産  | 比率      |
|-------|---------|
| 株式    | 100.00% |
| うち先物  | 0.26%   |
| 現金その他 | 0.26%   |

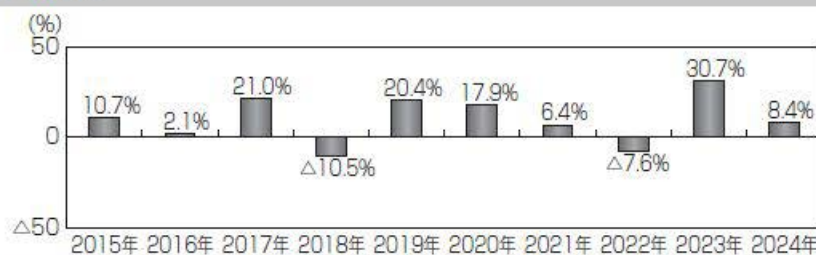
※対純資産総額比です。

#### <組入上位10銘柄>

|    | 銘柄          | 業種     | 比率     |
|----|-------------|--------|--------|
| 1  | ファーストリテイリング | 小売業    | 10.91% |
| 2  | 東京エレクトロン    | 電気機器   | 7.65%  |
| 3  | アドバンテスト     | 電気機器   | 4.26%  |
| 4  | ソフトバンクグループ  | 情報・通信業 | 3.55%  |
| 5  | KDDI        | 情報・通信業 | 2.69%  |
| 6  | 信越化学工業      | 化学     | 2.69%  |
| 7  | ダイキン工業      | 機械     | 2.19%  |
| 8  | TDK         | 電気機器   | 2.04%  |
| 9  | ファナック       | 電気機器   | 1.88%  |
| 10 | テルモ         | 精密機器   | 1.84%  |

※対純資産総額比です。

### 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
※2024年は、2024年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する株式をもって取得の申込みを行なうものとします。当該株式は、日経平均株価における各構成銘柄の株式の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の株式とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ・なお、抛出された株式の評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができます。また取得申込者が、日経平均株価に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みに係る株式のうち当該発行会社等の株式の評価額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができます。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行なう売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

#### (2) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (3) 取扱時間

原則として、午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。ただし、取得申込者が日経平均株価に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合の受付締切時間は午後2時までとします。なお、販売会社によっては、取得の申込みの受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (4) 取得申込日が次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行ないません。

- 1) 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間
- 2) 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資などに伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
- 3) ファンドの計算期間終了日（決算日）の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）
- 4) ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 5) 1)～4)のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

#### (5) 申込単位

ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数を申込単位とし、その整数倍とします。

※申込単位は、金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みについては10口未満で切上げとなり、利用しない取得申込みについては1口未満で切上げとなります。

#### (6) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所\*における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

### 2【換金（解約）手続等】

#### (1) 受益権の解約

受益者は、信託期間中において解約の請求をすることはできません。

#### (2) 受益権と信託財産に属する株式との交換

- ① 受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式と交換すること（以下「交換」といいます。）を請求することができます。最小交換請求口数とは、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において日経平均株価における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定める口数とします。
- ② 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された株数とし、金融商品取引所が定める一売買単位（以下「取引所売買単位」といいます。）の整数倍とします。
- ③ 交換請求日の午後3時までに委託会社に交換請求をして受理されたものを、当日の受付分として取り扱います。ただし、受益者が日経平均株価に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合の受付締切時間は午後2

時までとします。なお、販売会社によっては、交換請求の受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

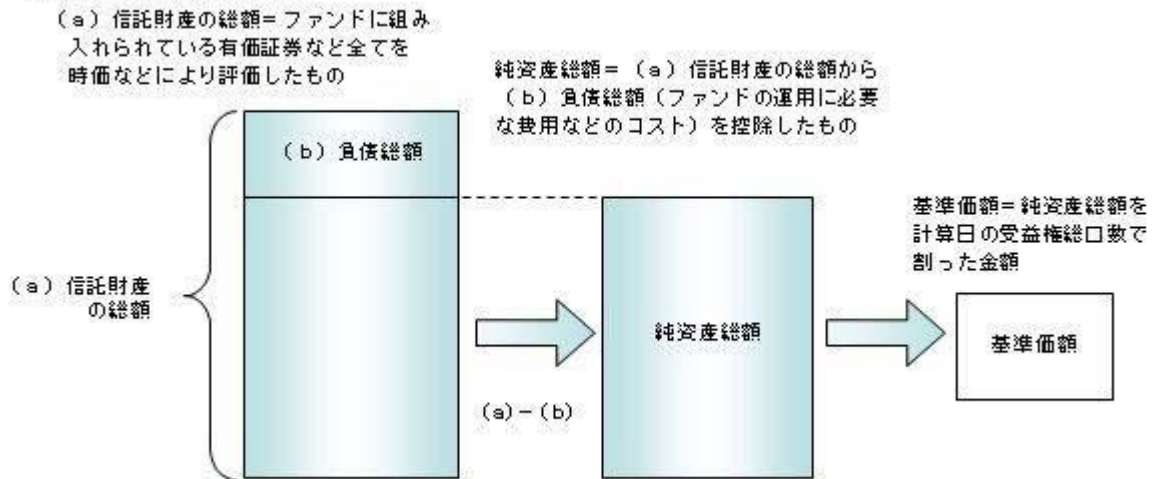
- ④ 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
  - ⑤ 交換請求日が次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行ないません。
    - 1) 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間
    - 2) 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資などに伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
    - 3) ファンドの計算期間終了日（決算日）の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）
    - 4) ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
    - 5) 1)～4)のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
  - ⑥ 交換請求を行なった受益者が交換に係る株式の発行会社等である場合には、委託会社は、交換請求を受け付けた口数から当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社等の株式を除きます。）を交換するものとします。
  - ⑦ 受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。
  - ⑧ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合は、交換請求の受付を中止すること、および既に受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。
  - ⑨ 交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして取り扱います。
- (3) 受益権の買取り
- ① 受益者は、保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、委託会社が指定する販売会社に当該受益権の買取りを請求することができます。
  - ② 原則として、午後3時までに委託会社が指定する販売会社において所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。
  - ③ 受益者は買取時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
  - ④ 委託会社が指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
  - ⑤ 買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

- ① 基準価額の算出
  - ・ 基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
  - ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

## <基準価額算出の流れ>



### ② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

### ③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

無期限とします (2001 年 7 月 9 日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

### (4) 【計算期間】

毎年 7 月 9 日から翌年 7 月 8 日までとします。

### (5) 【その他】

#### ① 信託の終了 (繰上償還)

- 1) 委託会社は、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内 (1 ヶ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。) に異議を述べるすることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 受益権の口数が 20 万口を下回ることとなった場合
  - ロ) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
  - ハ) 日経平均株価が廃止された場合
  - ニ) 日経平均株価の計算方法の変更などに伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更



が、異議申立の結果、行なわれないこととなった場合

ホ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ヘ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

チ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

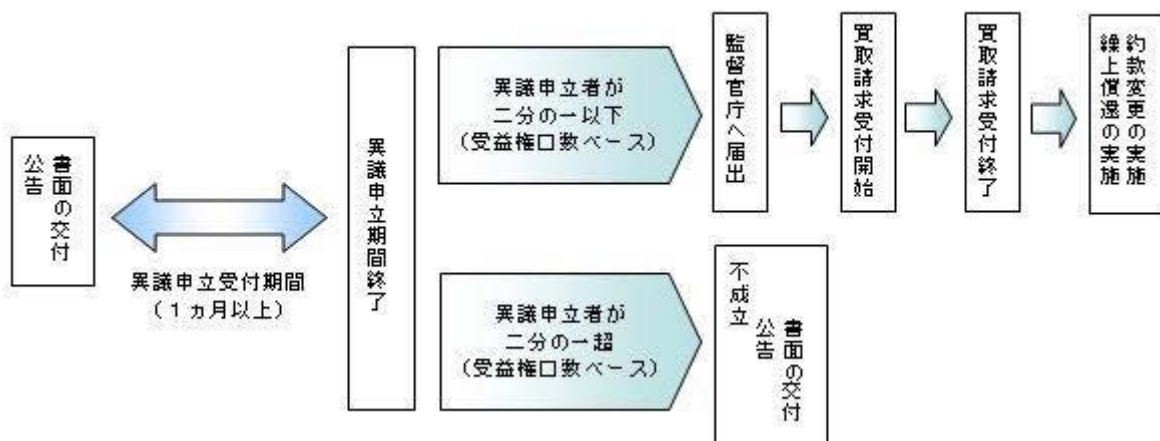
## ② 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

## ③ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

### <繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



## ④ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

## ⑤ 信託終了時の交換等

- 1) ファンドが信託を終了することとなる場合は、交換に必要な受益権口数を有する受益者に対しては、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。
- 2) 交換は、委託会社の指定する販売会社で取り扱うものとします。
- 3) 受益者が取得する個別銘柄の株数は、償還価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- 4) 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 5) 受益者が日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合は、当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する受益権について金銭をもって返還するものとします。

- 6) 交換に必要な受益権口数を有しない受益者は、償還価額をもって委託会社が指定する販売会社を買取請求を行なうものとします。この場合、受益者は販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 7) 受益者が、株式の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から 10 年間請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。
- ⑥ 運用報告書の作成  
投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行ないません。
- ⑦ 関係法人との契約について  
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より 1 年間とします。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金受領権
- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行ないます。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行なうことができます。
  - ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
  - ・計算期間終了日現在において、受益証券の所持者であっても、受託会社に名義登録されていない受益者は、収益分配金の受領権を有しません。
  - ・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から 5 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 受益権と信託財産に属する株式との交換権
- ・受益者は、一定口数以上の受益権をもって、その持分に相当する信託財産に属する株式と交換することを請求できます。
  - ・ただし、受益者が信託の終了による株式の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、委託会社に帰属します。
- (3) 受益権の買取請求権
- 受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。
- (4) 帳簿閲覧権
- 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(2022年7月9日から2023年7月8日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

2023年9月27日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている上場インデックスファンド225の2022年7月9日から2023年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上場インデックスファンド225の2023年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【上場インデックスファンド225】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第 21 期<br>2022 年 7 月 8 日現在 | 第 22 期<br>2023 年 7 月 8 日現在 |
|-----------------|----------------------------|----------------------------|
| 資産の部            |                            |                            |
| 流動資産            |                            |                            |
| コール・ローン         | 390,005,042,047            | 393,716,745,623            |
| 株式              | 3,474,687,645,600          | 4,147,907,520,400          |
| 未収入金            | 50,554,630,240             | 48,904,796,040             |
| 未収配当金           | 2,718,456,500              | 3,408,598,600              |
| 未収利息            | 7,178,972                  | 22,735,905                 |
| 前払金             | 1,040,726,700              | -                          |
| その他未収収益         | 1,610,388,958              | 1,238,452,178              |
| 流動資産合計          | 3,920,624,069,017          | 4,595,198,848,746          |
| 資産合計            | 3,920,624,069,017          | 4,595,198,848,746          |
| 負債の部            |                            |                            |
| 流動負債            |                            |                            |
| 派生商品評価勘定        | 376,674,350                | 106,606,650                |
| 前受金             | -                          | 340,007,000                |
| 未払金             | 615,584,900                | 20,501,640                 |
| 未払収益分配金         | 63,285,657,292             | 69,278,952,984             |
| 未払受託者報酬         | 2,915,292,883              | 2,873,660,609              |
| 未払委託者報酬         | 6,389,182,913              | 6,295,665,210              |
| 未払利息            | 2,685                      | 789,064                    |
| 受入担保金           | 361,505,640,813            | 358,868,705,806            |
| その他未払費用         | 1,054,427,561              | 1,038,678,794              |
| 流動負債合計          | 436,142,463,397            | 438,823,567,757            |
| 負債合計            | 436,142,463,397            | 438,823,567,757            |
| 純資産の部           |                            |                            |
| 元本等             |                            |                            |
| 元本              | 1,576,632,761,726          | 1,534,586,166,980          |
| 剰余金             |                            |                            |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,907,848,843,894          | 2,621,789,114,009          |
| （分配準備積立金）       | 41,107,393                 | 40,488,894                 |
| 元本等合計           | 3,484,481,605,620          | 4,156,375,280,989          |
| 純資産合計           | 3,484,481,605,620          | 4,156,375,280,989          |
| 負債純資産合計         | 3,920,624,069,017          | 4,595,198,848,746          |

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                                            | 第 21 期<br>自 2021 年 7 月 9 日<br>至 2022 年 7 月 8 日 | 第 22 期<br>自 2022 年 7 月 9 日<br>至 2023 年 7 月 8 日 |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 営業収益                                       |                                                |                                                |
| 受取配当金                                      | 69,685,122,682                                 | 72,452,883,051                                 |
| 受取利息                                       | △132,708,777                                   | △289,067,614                                   |
| 有価証券売買等損益                                  | △211,985,462,029                               | 758,003,581,418                                |
| 派生商品取引等損益                                  | △3,019,763,470                                 | 9,620,062,320                                  |
| その他収益                                      | 4,558,238,033                                  | 7,558,014,490                                  |
| 営業収益合計                                     | △140,894,573,561                               | 847,345,473,665                                |
| 営業費用                                       |                                                |                                                |
| 支払利息                                       | -                                              | 5,088,384                                      |
| 受託者報酬                                      | 2,915,292,883                                  | 2,873,660,609                                  |
| 委託者報酬                                      | 6,389,182,913                                  | 6,295,665,210                                  |
| その他費用                                      | 1,521,261,935                                  | 1,269,081,239                                  |
| 営業費用合計                                     | 10,825,737,731                                 | 10,443,495,442                                 |
| 営業利益又は営業損失 (△)                             | △151,720,311,292                               | 836,901,978,223                                |
| 経常利益又は経常損失 (△)                             | △151,720,311,292                               | 836,901,978,223                                |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)                           | △151,720,311,292                               | 836,901,978,223                                |
| 一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額 (△) | -                                              | -                                              |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△)                           | 2,139,714,854,404                              | 1,907,848,843,894                              |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                             | 170,263,459,320                                | 150,957,795,650                                |
| 当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                    | -                                              | -                                              |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                    | 170,263,459,320                                | 150,957,795,650                                |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                             | 187,123,501,246                                | 204,640,550,774                                |
| 当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                    | 187,123,501,246                                | 204,640,550,774                                |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                    | -                                              | -                                              |
| 分配金                                        | 63,285,657,292                                 | 69,278,952,984                                 |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△)                           | 1,907,848,843,894                              | 2,621,789,114,009                              |

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法    | <p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br/>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br/>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br/>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | <p>デリバティブ取引<br/>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

(貸借対照表に関する注記)

|                                                                    | 第 21 期<br>2022 年 7 月 8 日現在 | 第 22 期<br>2023 年 7 月 8 日現在 |
|--------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 1. 期首元本額                                                           | 1,589,212,386,390 円        | 1,576,632,761,726 円        |
| 期中追加設定元本額                                                          | 128,117,100,700 円          | 101,453,739,060 円          |
| 期中一部交換元本額                                                          | 140,696,725,364 円          | 143,500,333,806 円          |
| 2. 受益権の総数                                                          | 128,108,618 口              | 124,692,140 口              |
| 3. 担保資産<br>デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次のとおりであります。<br>株式 | 17,065,000,000 円           | 21,059,550,000 円           |
| 4. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次のとおりであります。<br>株式                       | 350,183,585,330 円          | 334,614,685,660 円          |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第 21 期<br>自 2021 年 7 月 9 日<br>至 2022 年 7 月 8 日 | 第 22 期<br>自 2022 年 7 月 9 日<br>至 2023 年 7 月 8 日 |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 分配金の計算過程                                       | 分配金の計算過程                                       |
| A 当期配当等収益額 74,110,651,938 円                    | A 当期配当等収益額 79,716,741,543 円                    |
| B 分配準備積立金 41,850,478 円                         | B 分配準備積立金 41,107,393 円                         |
| C 配当等収益額合計 (A+B) 74,152,502,416 円              | C 配当等収益額合計 (A+B) 79,757,848,936 円              |
| D 経費 10,825,737,731 円                          | D 経費 10,438,407,058 円                          |
| E 収益分配可能額 (C-D) 63,326,764,685 円               | E 収益分配可能額 (C-D) 69,319,441,878 円               |
| F 収益分配金額 63,285,657,292 円                      | F 収益分配金額 69,278,952,984 円                      |
| G 次期繰越金 (分配準備積立金) (E-F) 41,107,393 円           | G 次期繰越金 (分配準備積立金) (E-F) 40,488,894 円           |
| H 口数 128,108,618 口                             | H 口数 124,692,140 口                             |
| I 分配金額 (1 口当たり) 494 円                          | I 分配金額 (1 口当たり) 555 円                          |

(金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

|              | 第 21 期<br>自 2021 年 7 月 9 日<br>至 2022 年 7 月 8 日 | 第 22 期<br>自 2022 年 7 月 9 日<br>至 2023 年 7 月 8 日 |
|--------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価                             | 同左                                             |

|                       |                                                                                                                                                                                                                  |    |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|                       | 証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。                                                                                                                                                               |    |
| 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 | 同左 |
| 金融商品に係るリスク管理体制        | 運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。                                                                                                                                                | 同左 |

## II 金融商品の時価等に関する事項

|                         | 第 21 期<br>2022 年 7 月 8 日現在                                                                                                                                                                     | 第 22 期<br>2023 年 7 月 8 日現在                                  |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                                            | 同左                                                          |
| 時価の算定方法                 | (1) 有価証券<br>売買目的有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(2) デリバティブ取引<br>「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。<br>(3) 上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1) 有価証券<br>同左<br>(2) デリバティブ取引<br>同左<br>(3) 上記以外の金融商品<br>同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                                                                                | 同左                                                          |

(有価証券に関する注記)

第 21 期 (2022 年 7 月 8 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|-------------------|
| 株式 | △206,936,142,165  |
| 合計 | △206,936,142,165  |

第 22 期 (2023 年 7 月 8 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|-------------------|
| 株式 | 721,622,294,120   |
| 合計 | 721,622,294,120   |

(デリバティブ取引等に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
(株式関連)

第 21 期 (2022 年 7 月 8 日現在)

(単位 : 円)

| 区分   | 種 類            | 契約額等           |         | 時 価           | 評価損益         |
|------|----------------|----------------|---------|---------------|--------------|
|      |                |                | うち 1 年超 |               |              |
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>買建 | 10,142,342,500 | —       | 9,765,870,000 | △376,472,500 |
| 合計   |                | 10,142,342,500 | —       | 9,765,870,000 | △376,472,500 |

第 22 期 (2023 年 7 月 8 日現在)

(単位 : 円)

| 区分   | 種 類            | 契約額等          |         | 時 価           | 評価損益         |
|------|----------------|---------------|---------|---------------|--------------|
|      |                |               | うち 1 年超 |               |              |
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>買建 | 8,830,128,700 | —       | 8,723,670,000 | △106,458,700 |
| 合計   |                | 8,830,128,700 | —       | 8,723,670,000 | △106,458,700 |

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| 第 21 期<br>2022 年 7 月 8 日現在 |          | 第 22 期<br>2023 年 7 月 8 日現在 |          |
|----------------------------|----------|----------------------------|----------|
| 1 口当たり純資産額                 | 27,199 円 | 1 口当たり純資産額                 | 33,333 円 |

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表  
(1) 株式

(単位 : 円)

| 銘柄        | 株式数       | 評価額      |               | 備考                 |
|-----------|-----------|----------|---------------|--------------------|
|           |           | 単価       | 金額            |                    |
| ニッセイ      | 4,340,000 | 643.00   | 2,790,620,000 |                    |
| I N P E X | 1,736,000 | 1,602.00 | 2,781,072,000 | 貸付有価証券<br>59,500 株 |

|                 |           |          |                |                      |
|-----------------|-----------|----------|----------------|----------------------|
| コムシスホールディングス    | 4,340,000 | 2,746.50 | 11,919,810,000 |                      |
| 大成建設            | 868,000   | 5,014.00 | 4,352,152,000  | 貸付有価証券<br>300株       |
| 大林組             | 4,340,000 | 1,225.50 | 5,318,670,000  | 貸付有価証券<br>2,046,300株 |
| 清水建設            | 4,340,000 | 899.60   | 3,904,264,000  | 貸付有価証券<br>70,200株    |
| 長谷工コーポレーション     | 868,000   | 1,762.50 | 1,529,850,000  | 貸付有価証券<br>1,500株     |
| 鹿島建設            | 2,170,000 | 2,152.50 | 4,670,925,000  | 貸付有価証券<br>100株       |
| 大和ハウス工業         | 4,340,000 | 3,697.00 | 16,044,980,000 | 貸付有価証券<br>52,300株    |
| 積水ハウス           | 4,340,000 | 2,865.00 | 12,434,100,000 | 貸付有価証券<br>3,191,500株 |
| 日揮ホールディングス      | 4,340,000 | 1,812.00 | 7,864,080,000  | 貸付有価証券<br>31,400株    |
| 日清製粉グループ本社      | 4,340,000 | 1,695.00 | 7,356,300,000  | 貸付有価証券<br>84,600株    |
| 明治ホールディングス      | 1,736,000 | 3,266.00 | 5,669,776,000  | 貸付有価証券<br>700株       |
| 日本ハム            | 2,170,000 | 3,916.00 | 8,497,720,000  | 貸付有価証券<br>15,900株    |
| サッポロホールディングス    | 868,000   | 3,611.00 | 3,134,348,000  | 貸付有価証券<br>50,500株    |
| アサヒグループホールディングス | 4,340,000 | 5,558.00 | 24,121,720,000 | 貸付有価証券<br>540,200株   |
| 麒麟ホールディングス      | 4,340,000 | 2,085.00 | 9,048,900,000  | 貸付有価証券<br>3,063,500株 |
| 宝ホールディングス       | 4,340,000 | 1,137.00 | 4,934,580,000  | 貸付有価証券<br>3,800株     |
| キッコーマン          | 4,340,000 | 7,966.00 | 34,572,440,000 | 貸付有価証券<br>7,900株     |
| 味の素             | 4,340,000 | 5,616.00 | 24,373,440,000 | 貸付有価証券<br>359,100株   |
| ニチレイ            | 2,170,000 | 3,052.00 | 6,622,840,000  |                      |
| 日本たばこ産業         | 4,340,000 | 3,096.00 | 13,436,640,000 | 貸付有価証券<br>2,910,100株 |
| 帝人              | 868,000   | 1,476.00 | 1,281,168,000  | 貸付有価証券<br>11,300株    |
| 東レ              | 4,340,000 | 798.40   | 3,465,056,000  | 貸付有価証券<br>229,600株   |
| 王子ホールディングス      | 4,340,000 | 517.40   | 2,245,516,000  | 貸付有価証券<br>176,700株   |
| 日本製紙            | 434,000   | 1,184.00 | 513,856,000    | 貸付有価証券<br>22,300株    |
| クラレ             | 4,340,000 | 1,384.00 | 6,006,560,000  | 貸付有価証券<br>777,900株   |
| 旭化成             | 4,340,000 | 979.80   | 4,252,332,000  | 貸付有価証券               |



|                |            |           |                |                       |
|----------------|------------|-----------|----------------|-----------------------|
|                |            |           |                | 19,400 株              |
| レゾナック・ホールディングス | 434,000    | 2,285.50  | 991,907,000    | 貸付有価証券<br>27,200 株    |
| 住友化学           | 4,340,000  | 435.70    | 1,890,938,000  | 貸付有価証券<br>302,000 株   |
| 日産化学           | 4,340,000  | 6,117.00  | 26,547,780,000 | 貸付有価証券<br>15,000 株    |
| 東ソー            | 2,170,000  | 1,688.00  | 3,662,960,000  | 貸付有価証券<br>15,500 株    |
| トクヤマ           | 868,000    | 2,355.00  | 2,044,140,000  |                       |
| デンカ            | 868,000    | 2,692.50  | 2,337,090,000  |                       |
| 信越化学工業         | 21,700,000 | 4,597.00  | 99,754,900,000 | 貸付有価証券<br>83,500 株    |
| 三井化学           | 868,000    | 4,128.00  | 3,583,104,000  | 貸付有価証券<br>300 株       |
| 三菱ケミカルグループ     | 2,170,000  | 851.10    | 1,846,887,000  | 貸付有価証券<br>30,700 株    |
| UBE            | 434,000    | 2,495.50  | 1,083,047,000  |                       |
| 花王             | 4,340,000  | 5,358.00  | 23,253,720,000 | 貸付有価証券<br>1,472,400 株 |
| D I C          | 434,000    | 2,623.00  | 1,138,382,000  | 貸付有価証券<br>321,200 株   |
| 富士フイルムホールディングス | 4,340,000  | 8,298.00  | 36,013,320,000 | 貸付有価証券<br>3,400 株     |
| 資生堂            | 4,340,000  | 6,290.00  | 27,298,600,000 | 貸付有価証券<br>1,906,200 株 |
| 日東電工           | 4,340,000  | 10,040.00 | 43,573,600,000 | 貸付有価証券<br>14,100 株    |
| 協和キリン          | 4,340,000  | 2,624.50  | 11,390,330,000 | 貸付有価証券<br>2,115,400 株 |
| 武田薬品工業         | 4,340,000  | 4,410.00  | 19,139,400,000 | 貸付有価証券<br>51,700 株    |
| アステラス製薬        | 21,700,000 | 2,061.00  | 44,723,700,000 | 貸付有価証券<br>927,200 株   |
| 住友ファーマ         | 4,340,000  | 661.90    | 2,872,646,000  | 貸付有価証券<br>164,800 株   |
| 塩野義製薬          | 4,340,000  | 5,919.00  | 25,688,460,000 | 貸付有価証券<br>12,100 株    |
| 中外製薬           | 13,020,000 | 3,907.00  | 50,869,140,000 | 貸付有価証券<br>362,000 株   |
| エーザイ           | 4,340,000  | 9,382.00  | 40,717,880,000 |                       |
| 第一三共           | 13,020,000 | 4,133.00  | 53,811,660,000 | 貸付有価証券<br>798,900 株   |
| 大塚ホールディングス     | 4,340,000  | 5,216.00  | 22,637,440,000 | 貸付有価証券<br>2,970,600 株 |
| 出光興産           | 1,736,000  | 2,889.00  | 5,015,304,000  | 貸付有価証券<br>12,600 株    |
| ENEOSホールディングス  | 4,340,000  | 496.90    | 2,156,546,000  | 貸付有価証券                |

|                  |           |           |                |                      |
|------------------|-----------|-----------|----------------|----------------------|
|                  |           |           |                | 13,500株              |
| 横浜ゴム             | 2,170,000 | 3,075.00  | 6,672,750,000  | 貸付有価証券<br>665,100株   |
| ブリヂストン           | 4,340,000 | 5,750.00  | 24,955,000,000 | 貸付有価証券<br>3,212,700株 |
| A G C            | 868,000   | 4,959.00  | 4,304,412,000  | 貸付有価証券<br>445,900株   |
| 日本板硝子            | 434,000   | 645.00    | 279,930,000    |                      |
| 日本電気硝子           | 1,302,000 | 2,506.50  | 3,263,463,000  | 貸付有価証券<br>579,500株   |
| 住友大阪セメント         | 434,000   | 3,646.00  | 1,582,364,000  | 貸付有価証券<br>300株       |
| 太平洋セメント          | 434,000   | 2,777.00  | 1,205,218,000  | 貸付有価証券<br>1,000株     |
| 東海カーボン           | 4,340,000 | 1,274.00  | 5,529,160,000  | 貸付有価証券<br>1,770,200株 |
| T O T O          | 2,170,000 | 4,197.00  | 9,107,490,000  | 貸付有価証券<br>2,900株     |
| 日本碍子             | 4,340,000 | 1,654.50  | 7,180,530,000  | 貸付有価証券<br>15,400株    |
| 日本製鉄             | 434,000   | 2,993.50  | 1,299,179,000  | 貸付有価証券<br>217,500株   |
| 神戸製鋼所            | 434,000   | 1,395.00  | 605,430,000    | 貸付有価証券<br>8,400株     |
| J F E ホールディングス   | 434,000   | 1,989.50  | 863,443,000    | 貸付有価証券<br>19,800株    |
| 大平洋金属            | 434,000   | 1,520.00  | 659,680,000    | 貸付有価証券<br>138,000株   |
| 三井金属鉱業           | 434,000   | 3,248.00  | 1,409,632,000  | 貸付有価証券<br>300株       |
| 三菱マテリアル          | 434,000   | 2,534.00  | 1,099,756,000  | 貸付有価証券<br>700株       |
| 住友金属鉱山           | 2,170,000 | 4,577.00  | 9,932,090,000  | 貸付有価証券<br>68,900株    |
| D O W A ホールディングス | 868,000   | 4,516.00  | 3,919,888,000  | 貸付有価証券<br>41,900株    |
| 古河電気工業           | 434,000   | 2,556.50  | 1,109,521,000  | 貸付有価証券<br>300株       |
| 住友電気工業           | 4,340,000 | 1,716.00  | 7,447,440,000  |                      |
| フジクラ             | 4,340,000 | 1,178.00  | 5,112,520,000  |                      |
| S U M C O        | 434,000   | 2,000.00  | 868,000,000    | 貸付有価証券<br>228,500株   |
| 日本製鋼所            | 868,000   | 2,989.50  | 2,594,886,000  |                      |
| オークマ             | 868,000   | 7,391.00  | 6,415,388,000  | 貸付有価証券<br>3,600株     |
| アマダ              | 4,340,000 | 1,385.50  | 6,013,070,000  | 貸付有価証券<br>300株       |
| SMC              | 434,000   | 76,900.00 | 33,374,600,000 |                      |

|                   |           |           |                 |                      |
|-------------------|-----------|-----------|-----------------|----------------------|
| 小松製作所             | 4,340,000 | 3,727.00  | 16,175,180,000  | 貸付有価証券<br>437,900株   |
| 住友重機械工業           | 868,000   | 3,359.00  | 2,915,612,000   | 貸付有価証券<br>248,100株   |
| 日立建機              | 4,340,000 | 3,898.00  | 16,917,320,000  | 貸付有価証券<br>14,200株    |
| クボタ               | 4,340,000 | 2,011.50  | 8,729,910,000   | 貸付有価証券<br>132,800株   |
| 荏原製作所             | 868,000   | 6,906.00  | 5,994,408,000   | 貸付有価証券<br>601,100株   |
| ダイキン工業            | 4,340,000 | 29,110.00 | 126,337,400,000 |                      |
| 日本精工              | 4,340,000 | 896.40    | 3,890,376,000   | 貸付有価証券<br>38,600株    |
| N T N             | 4,340,000 | 303.20    | 1,315,888,000   |                      |
| ジェイテクト            | 4,340,000 | 1,309.50  | 5,683,230,000   | 貸付有価証券<br>3,700株     |
| 三井E&S             | 434,000   | 514.00    | 223,076,000     | 貸付有価証券<br>29,600株    |
| 日立造船              | 868,000   | 914.00    | 793,352,000     | 貸付有価証券<br>84,600株    |
| 三菱重工業             | 434,000   | 6,627.00  | 2,876,118,000   | 貸付有価証券<br>100株       |
| I H I             | 434,000   | 3,891.00  | 1,688,694,000   | 貸付有価証券<br>40,600株    |
| コニカミノルタ           | 4,340,000 | 498.80    | 2,164,792,000   | 貸付有価証券<br>19,800株    |
| ミネベアミツミ           | 4,340,000 | 2,557.00  | 11,097,380,000  | 貸付有価証券<br>244,400株   |
| 日立製作所             | 868,000   | 8,825.00  | 7,660,100,000   | 貸付有価証券<br>94,200株    |
| 三菱電機              | 4,340,000 | 1,999.50  | 8,677,830,000   | 貸付有価証券<br>447,200株   |
| 富士電機              | 868,000   | 5,985.00  | 5,194,980,000   | 貸付有価証券<br>500株       |
| 安川電機              | 4,340,000 | 6,217.00  | 26,981,780,000  | 貸付有価証券<br>196,000株   |
| ニデック              | 3,472,000 | 7,520.00  | 26,109,440,000  | 貸付有価証券<br>19,900株    |
| オムロン              | 4,340,000 | 8,509.00  | 36,929,060,000  | 貸付有価証券<br>14,300株    |
| ジーエス・ユアサ コーポレーション | 868,000   | 2,850.00  | 2,473,800,000   |                      |
| 日本電気              | 434,000   | 6,942.00  | 3,012,828,000   | 貸付有価証券<br>600株       |
| 富士通               | 434,000   | 18,255.00 | 7,922,670,000   |                      |
| ルネサスエレクトロニクス      | 4,340,000 | 2,688.50  | 11,668,090,000  |                      |
| セイコーエプソン          | 8,680,000 | 2,196.00  | 19,061,280,000  | 貸付有価証券<br>2,016,300株 |
| パナソニック ホールディングス   | 4,340,000 | 1,719.00  | 7,460,460,000   | 貸付有価証券               |

|                     |            |           |                 |                       |
|---------------------|------------|-----------|-----------------|-----------------------|
|                     |            |           |                 | 369,900 株             |
| シャープ                | 4,340,000  | 790.20    | 3,429,468,000   | 貸付有価証券<br>3,250,000 株 |
| ソニーグループ             | 4,340,000  | 13,005.00 | 56,441,700,000  | 貸付有価証券<br>400,700 株   |
| T D K               | 13,020,000 | 5,410.00  | 70,438,200,000  | 貸付有価証券<br>39,000 株    |
| アルプスアルパイン           | 4,340,000  | 1,221.50  | 5,301,310,000   | 貸付有価証券<br>113,700 株   |
| 横河電機                | 4,340,000  | 2,645.00  | 11,479,300,000  | 貸付有価証券<br>7,800 株     |
| アドバンテスト             | 8,680,000  | 19,970.00 | 173,339,600,000 | 貸付有価証券<br>219,300 株   |
| キーエンス               | 434,000    | 65,970.00 | 28,630,980,000  |                       |
| カシオ計算機              | 4,340,000  | 1,171.00  | 5,082,140,000   | 貸付有価証券<br>641,000 株   |
| ファナック               | 21,700,000 | 4,753.00  | 103,140,100,000 | 貸付有価証券<br>20,600 株    |
| 京セラ                 | 8,680,000  | 7,584.00  | 65,829,120,000  | 貸付有価証券<br>1,800 株     |
| 太陽誘電                | 4,340,000  | 4,182.00  | 18,149,880,000  | 貸付有価証券<br>33,600 株    |
| 村田製作所               | 3,472,000  | 8,089.00  | 28,085,008,000  | 貸付有価証券<br>6,100 株     |
| S C R E E Nホールディングス | 868,000    | 15,630.00 | 13,566,840,000  | 貸付有価証券<br>118,400 株   |
| キヤノン                | 6,510,000  | 3,725.00  | 24,249,750,000  | 貸付有価証券<br>3,491,000 株 |
| リコー                 | 4,340,000  | 1,216.00  | 5,277,440,000   | 貸付有価証券<br>16,300 株    |
| 東京エレクトロン            | 13,020,000 | 20,205.00 | 263,069,100,000 | 貸付有価証券<br>17,500 株    |
| デンソー                | 4,340,000  | 9,569.00  | 41,529,460,000  | 貸付有価証券<br>3,800 株     |
| 川崎重工業               | 434,000    | 3,718.00  | 1,613,612,000   | 貸付有価証券<br>2,900 株     |
| 日産自動車               | 4,340,000  | 597.10    | 2,591,414,000   | 貸付有価証券<br>141,200 株   |
| いすゞ自動車              | 2,170,000  | 1,757.50  | 3,813,775,000   | 貸付有価証券<br>3,000 株     |
| トヨタ自動車              | 21,700,000 | 2,299.50  | 49,899,150,000  | 貸付有価証券<br>1,557,500 株 |
| 日野自動車               | 4,340,000  | 597.60    | 2,593,584,000   |                       |
| 三菱自動車工業             | 434,000    | 503.30    | 218,432,200     | 貸付有価証券<br>3,900 株     |
| マツダ                 | 868,000    | 1,368.00  | 1,187,424,000   | 貸付有価証券<br>228,000 株   |
| 本田技研工業              | 8,680,000  | 4,291.00  | 37,245,880,000  | 貸付有価証券<br>552,600 株   |

|                 |            |           |                |                                           |
|-----------------|------------|-----------|----------------|-------------------------------------------|
| スズキ             | 4,340,000  | 5,462.00  | 23,705,080,000 | 貸付有価証券<br>240,600株                        |
| S U B A R U     | 4,340,000  | 2,615.50  | 11,351,270,000 | 貸付有価証券<br>3,400株                          |
| ヤマハ発動機          | 4,340,000  | 4,076.00  | 17,689,840,000 | 貸付有価証券<br>2,120,100株                      |
| デルモ             | 17,360,000 | 4,321.00  | 75,012,560,000 | 代用有価証券<br>1,050,000株<br>貸付有価証券<br>14,800株 |
| ニコン             | 4,340,000  | 1,827.00  | 7,929,180,000  | 貸付有価証券<br>3,800株                          |
| オリンパス           | 17,360,000 | 2,222.00  | 38,573,920,000 | 貸付有価証券<br>800株                            |
| H O Y A         | 2,170,000  | 16,315.00 | 35,403,550,000 | 貸付有価証券<br>600株                            |
| シチズン時計          | 4,340,000  | 880.00    | 3,819,200,000  | 貸付有価証券<br>2,838,400株                      |
| バンダイナムコホールディングス | 13,020,000 | 3,161.00  | 41,156,220,000 | 貸付有価証券<br>16,400株                         |
| 凸版印刷            | 2,170,000  | 3,099.00  | 6,724,830,000  | 貸付有価証券<br>900株                            |
| 大日本印刷           | 2,170,000  | 3,966.00  | 8,606,220,000  | 貸付有価証券<br>1,000株                          |
| ヤマハ             | 4,340,000  | 5,270.00  | 22,871,800,000 | 貸付有価証券<br>286,900株                        |
| 任天堂             | 4,340,000  | 6,351.00  | 27,563,340,000 | 貸付有価証券<br>311,800株                        |
| 東京電力ホールディングス    | 434,000    | 525.10    | 227,893,400    | 貸付有価証券<br>1,800株                          |
| 中部電力            | 434,000    | 1,717.50  | 745,395,000    | 貸付有価証券<br>25,900株                         |
| 関西電力            | 434,000    | 1,781.00  | 772,954,000    | 貸付有価証券<br>600株                            |
| 東京瓦斯            | 868,000    | 3,115.00  | 2,703,820,000  |                                           |
| 大阪瓦斯            | 868,000    | 2,145.50  | 1,862,294,000  | 貸付有価証券<br>700株                            |
| 東武鉄道            | 868,000    | 3,657.00  | 3,174,276,000  | 貸付有価証券<br>9,900株                          |
| 東急              | 2,170,000  | 1,703.00  | 3,695,510,000  | 貸付有価証券<br>52,100株                         |
| 小田急電鉄           | 2,170,000  | 1,872.00  | 4,062,240,000  | 貸付有価証券<br>237,300株                        |
| 京王電鉄            | 868,000    | 4,241.00  | 3,681,188,000  | 貸付有価証券<br>63,900株                         |
| 京成電鉄            | 2,170,000  | 5,822.00  | 12,633,740,000 | 貸付有価証券<br>6,100株                          |
| 東日本旅客鉄道         | 434,000    | 7,850.00  | 3,406,900,000  | 貸付有価証券<br>51,000株                         |
| 西日本旅客鉄道         | 434,000    | 5,843.00  | 2,535,862,000  | 貸付有価証券                                    |

|                                     |            |           |                 |                                              |
|-------------------------------------|------------|-----------|-----------------|----------------------------------------------|
|                                     |            |           |                 | 16,200 株                                     |
| 東海旅客鉄道                              | 434,000    | 17,730.00 | 7,694,820,000   |                                              |
| ヤマトホールディングス                         | 4,340,000  | 2,601.50  | 11,290,510,000  | 貸付有価証券<br>78,800 株                           |
| N I P P O N   E X P R E S Sホールディングス | 434,000    | 8,070.00  | 3,502,380,000   | 貸付有価証券<br>69,600 株                           |
| 日本郵船                                | 1,302,000  | 3,352.00  | 4,364,304,000   | 貸付有価証券<br>5,700 株                            |
| 商船三井                                | 1,302,000  | 3,678.00  | 4,788,756,000   | 貸付有価証券<br>1,800 株                            |
| 川崎汽船                                | 1,302,000  | 3,877.00  | 5,047,854,000   | 貸付有価証券<br>990,000 株                          |
| 日本航空                                | 4,340,000  | 3,134.00  | 13,601,560,000  | 貸付有価証券<br>117,000 株                          |
| A N Aホールディングス                       | 434,000    | 3,427.00  | 1,487,318,000   | 貸付有価証券<br>319,900 株                          |
| 三菱倉庫                                | 2,170,000  | 3,458.00  | 7,503,860,000   |                                              |
| ネクソン                                | 8,680,000  | 2,583.50  | 22,424,780,000  |                                              |
| Zホールディングス                           | 1,736,000  | 368.60    | 639,889,600     |                                              |
| トレンドマイクロ                            | 4,340,000  | 6,821.00  | 29,603,140,000  | 貸付有価証券<br>1,198,300 株                        |
| 日本電信電話                              | 43,400,000 | 166.20    | 7,213,080,000   | 貸付有価証券<br>3,200,000 株                        |
| K D D I                             | 26,040,000 | 4,291.00  | 111,737,640,000 | 代用有価証券<br>1,500,000 株<br>貸付有価証券<br>187,800 株 |
| ソフトバンク                              | 4,340,000  | 1,536.50  | 6,668,410,000   | 貸付有価証券<br>102,700 株                          |
| 東宝                                  | 434,000    | 5,370.00  | 2,330,580,000   | 貸付有価証券<br>1,800 株                            |
| N T Tデータグループ                        | 21,700,000 | 1,923.00  | 41,729,100,000  | 貸付有価証券<br>49,200 株                           |
| コナミグループ                             | 4,340,000  | 7,328.00  | 31,803,520,000  | 貸付有価証券<br>9,800 株                            |
| ソフトバンクグループ                          | 26,040,000 | 6,724.00  | 175,092,960,000 | 代用有価証券<br>1,500,000 株<br>貸付有価証券<br>397,300 株 |
| 双日                                  | 434,000    | 3,193.00  | 1,385,762,000   | 貸付有価証券<br>500 株                              |
| 伊藤忠商事                               | 4,340,000  | 5,540.00  | 24,043,600,000  | 貸付有価証券<br>38,800 株                           |
| 丸紅                                  | 4,340,000  | 2,400.50  | 10,418,170,000  | 貸付有価証券<br>727,600 株                          |
| 豊田通商                                | 4,340,000  | 7,168.00  | 31,109,120,000  | 貸付有価証券<br>542,700 株                          |
| 三井物産                                | 4,340,000  | 5,236.00  | 22,724,240,000  | 貸付有価証券<br>569,400 株                          |

|                           |            |           |                 |                      |
|---------------------------|------------|-----------|-----------------|----------------------|
| 住友商事                      | 4,340,000  | 2,973.00  | 12,902,820,000  | 貸付有価証券<br>929,400株   |
| 三菱商事                      | 4,340,000  | 6,832.00  | 29,650,880,000  | 貸付有価証券<br>97,100株    |
| J．フロント リテイリング             | 2,170,000  | 1,386.50  | 3,008,705,000   | 貸付有価証券<br>746,900株   |
| 三越伊勢丹ホールディングス             | 4,340,000  | 1,468.00  | 6,371,120,000   | 貸付有価証券<br>48,500株    |
| セブン&アイ・ホールディングス           | 4,340,000  | 6,023.00  | 26,139,820,000  | 貸付有価証券<br>3,212,700株 |
| 高島屋                       | 2,170,000  | 1,989.00  | 4,316,130,000   | 貸付有価証券<br>955,100株   |
| 丸井グループ                    | 4,340,000  | 2,451.00  | 10,637,340,000  | 貸付有価証券<br>5,300株     |
| イオン                       | 4,340,000  | 2,960.00  | 12,846,400,000  | 貸付有価証券<br>200,200株   |
| ファーストリテイリング               | 13,020,000 | 34,560.00 | 449,971,200,000 | 貸付有価証券<br>1,147,900株 |
| しずおかフィナンシャルグループ           | 4,340,000  | 1,046.50  | 4,541,810,000   |                      |
| コンコルディア・フィナンシャルグループ       | 4,340,000  | 588.70    | 2,554,958,000   | 貸付有価証券<br>42,000株    |
| あおぞら銀行                    | 434,000    | 2,707.50  | 1,175,055,000   | 貸付有価証券<br>330,000株   |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ         | 4,340,000  | 1,057.50  | 4,589,550,000   | 貸付有価証券<br>1,006,100株 |
| りそなホールディングス               | 434,000    | 716.30    | 310,874,200     |                      |
| 三井住友トラスト・ホールディングス         | 434,000    | 5,332.00  | 2,314,088,000   | 貸付有価証券<br>500株       |
| 三井住友フィナンシャルグループ           | 434,000    | 6,200.00  | 2,690,800,000   |                      |
| 千葉銀行                      | 4,340,000  | 912.90    | 3,961,986,000   | 貸付有価証券<br>4,200株     |
| ふくおかフィナンシャルグループ           | 868,000    | 3,095.00  | 2,686,460,000   |                      |
| みずほフィナンシャルグループ            | 434,000    | 2,211.00  | 959,574,000     | 貸付有価証券<br>23,200株    |
| 大和証券グループ本社                | 4,340,000  | 723.30    | 3,139,122,000   | 貸付有価証券<br>1,238,300株 |
| 野村ホールディングス                | 4,340,000  | 542.20    | 2,353,148,000   | 貸付有価証券<br>7,000株     |
| 松井証券                      | 4,340,000  | 801.00    | 3,476,340,000   | 貸付有価証券<br>74,000株    |
| SOMPOホールディングス             | 868,000    | 6,556.00  | 5,690,608,000   |                      |
| MS&ADインシュアランスグループホールディングス | 1,302,000  | 5,226.00  | 6,804,252,000   | 貸付有価証券<br>3,700株     |
| 第一生命ホールディングス              | 434,000    | 2,859.00  | 1,240,806,000   | 貸付有価証券<br>109,600株   |
| 東京海上ホールディングス              | 6,510,000  | 3,284.00  | 21,378,840,000  | 貸付有価証券<br>792,600株   |
| T&Dホールディングス               | 868,000    | 2,242.00  | 1,946,056,000   | 貸付有価証券               |

|               |             |          |                   |                       |
|---------------|-------------|----------|-------------------|-----------------------|
|               |             |          |                   | 225,800 株             |
| クレディセゾン       | 4,340,000   | 2,243.00 | 9,734,620,000     | 貸付有価証券<br>78,400 株    |
| オリックス         | 4,340,000   | 2,571.00 | 11,158,140,000    | 貸付有価証券<br>476,400 株   |
| 日本取引所グループ     | 4,340,000   | 2,364.00 | 10,259,760,000    |                       |
| 東急不動産ホールディングス | 4,340,000   | 815.90   | 3,541,006,000     | 貸付有価証券<br>1,900 株     |
| 三井不動産         | 4,340,000   | 2,827.50 | 12,271,350,000    | 貸付有価証券<br>490,900 株   |
| 三菱地所          | 4,340,000   | 1,711.50 | 7,427,910,000     | 貸付有価証券<br>502,800 株   |
| 東京建物          | 2,170,000   | 1,851.50 | 4,017,755,000     | 貸付有価証券<br>1,289,600 株 |
| 住友不動産         | 4,340,000   | 3,528.00 | 15,311,520,000    |                       |
| エムスリー         | 10,416,000  | 3,006.00 | 31,310,496,000    | 貸付有価証券<br>3,458,600 株 |
| ディー・エヌ・エー     | 1,302,000   | 1,825.00 | 2,376,150,000     | 貸付有価証券<br>23,300 株    |
| 電通グループ        | 4,340,000   | 4,600.00 | 19,964,000,000    | 貸付有価証券<br>3,252,100 株 |
| オリエンタルランド     | 4,340,000   | 5,569.00 | 24,169,460,000    | 貸付有価証券<br>2,558,100 株 |
| サイバーエージェント    | 3,472,000   | 1,013.50 | 3,518,872,000     | 貸付有価証券<br>12,200 株    |
| 楽天グループ        | 4,340,000   | 528.90   | 2,295,426,000     | 貸付有価証券<br>3,212,700 株 |
| リクルートホールディングス | 13,020,000  | 4,532.00 | 59,006,640,000    | 貸付有価証券<br>1,297,900 株 |
| 日本郵政          | 4,340,000   | 1,043.00 | 4,526,620,000     |                       |
| セコム           | 4,340,000   | 9,469.00 | 41,095,460,000    | 貸付有価証券<br>4,300 株     |
| 合 計           | 945,686,000 |          | 4,147,907,520,400 |                       |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。



【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)並びに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づき作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(2023 年 7 月 9 日から 2024 年 1 月 8 日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年1月31日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている上場インデックスファンド225の2023年7月9日から2024年1月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、上場インデックスファンド225の2024年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年7月9日から2024年1月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【上場インデックスファンド２２５】

(１)【中間貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 前計算期間末<br>2023 年 7 月 8 日現在 | 当中間計算期間末<br>2024 年 1 月 8 日現在 |
|-----------------|----------------------------|------------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                            |                              |
| 流動資産            |                            |                              |
| コール・ローン         | 393,716,745,623            | 205,087,590,440              |
| 株式              | 4,147,907,520,400          | 4,315,910,259,000            |
| 派生商品評価勘定        | -                          | 25,228,050                   |
| 未収入金            | 48,904,796,040             | 520,214                      |
| 未収配当金           | 3,408,598,600              | 6,072,165,600                |
| 未収利息            | 22,735,905                 | 24,597,187                   |
| 前払金             | -                          | 61,390,600                   |
| その他未収収益         | 1,238,452,178              | 691,586,376                  |
| 流動資産合計          | 4,595,198,848,746          | 4,527,873,337,467            |
| 資産合計            | 4,595,198,848,746          | 4,527,873,337,467            |
| <b>負債の部</b>     |                            |                              |
| 流動負債            |                            |                              |
| 派生商品評価勘定        | 106,606,650                | 55,878,400                   |
| 前受金             | 340,007,000                | -                            |
| 未払金             | 20,501,640                 | -                            |
| 未払収益分配金         | 69,278,952,984             | -                            |
| 未払受託者報酬         | 2,873,660,609              | 1,100,920,179                |
| 未払委託者報酬         | 6,295,665,210              | 1,486,619,399                |
| 未払利息            | 789,064                    | 940                          |
| 受入担保金           | 358,868,705,806            | 197,214,628,856              |
| その他未払費用         | 1,038,678,794              | 588,799,656                  |
| 流動負債合計          | 438,823,567,757            | 200,446,847,430              |
| 負債合計            | 438,823,567,757            | 200,446,847,430              |
| <b>純資産の部</b>    |                            |                              |
| 元本等             |                            |                              |
| 元本              | 1,534,586,166,980          | 1,536,996,763,684            |
| 剰余金             |                            |                              |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 2,621,789,114,009          | 2,790,429,726,353            |
| （分配準備積立金）       | 40,488,894                 | 40,488,894                   |
| 元本等合計           | 4,156,375,280,989          | 4,327,426,490,037            |
| 純資産合計           | 4,156,375,280,989          | 4,327,426,490,037            |
| 負債純資産合計         | 4,595,198,848,746          | 4,527,873,337,467            |

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                                            | 前中間計算期間<br>自 2022 年 7 月 9 日<br>至 2023 年 1 月 8 日 | 当中間計算期間<br>自 2023 年 7 月 9 日<br>至 2024 年 1 月 8 日 |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 営業収益                                       |                                                 |                                                 |
| 受取配当金                                      | 33,582,151,613                                  | 38,537,997,100                                  |
| 受取利息                                       | △159,268,924                                    | △128,538,343                                    |
| 有価証券売買等損益                                  | △65,525,295,273                                 | 126,979,318,450                                 |
| 派生商品取引等損益                                  | 2,015,497,500                                   | 1,189,297,830                                   |
| その他収益                                      | 4,200,263,163                                   | 1,279,106,788                                   |
| 営業収益合計                                     | △25,886,651,921                                 | 167,857,181,825                                 |
| 営業費用                                       |                                                 |                                                 |
| 支払利息                                       | 2,520,588                                       | 2,975,504                                       |
| 受託者報酬                                      | 1,398,679,237                                   | 1,100,920,179                                   |
| 委託者報酬                                      | 3,055,725,714                                   | 1,486,619,399                                   |
| その他費用                                      | 622,473,555                                     | 698,820,340                                     |
| 営業費用合計                                     | 5,079,399,094                                   | 3,289,335,422                                   |
| 営業利益又は営業損失 (△)                             | △30,966,051,015                                 | 164,567,846,403                                 |
| 経常利益又は経常損失 (△)                             | △30,966,051,015                                 | 164,567,846,403                                 |
| 中間純利益又は中間純損失 (△)                           | △30,966,051,015                                 | 164,567,846,403                                 |
| 一部交換に伴う中間純利益金額の分配額又は一部交換に伴う中間純損失金額の分配額 (△) | -                                               | -                                               |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△)                           | 1,907,848,843,894                               | 2,621,789,114,009                               |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                             | 68,017,275,210                                  | 118,778,969,944                                 |
| 中間一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                    | -                                               | -                                               |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                    | 68,017,275,210                                  | 118,778,969,944                                 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                             | 116,299,820,108                                 | 114,706,204,003                                 |
| 中間一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                    | 116,299,820,108                                 | 114,706,204,003                                 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                    | -                                               | -                                               |
| 分配金                                        | -                                               | -                                               |
| 中間剰余金又は中間欠損金 (△)                           | 1,828,600,247,981                               | 2,790,429,726,353                               |

### (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法    | <p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br/>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br/>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br/>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | <p>デリバティブ取引<br/>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

(中間貸借対照表に関する注記)

|                                                                    | 前計算期間末<br>2023 年 7 月 8 日現在 | 当中間計算期間末<br>2024 年 1 月 8 日現在 |
|--------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 1. 期首元本額                                                           | 1,576,632,761,726 円        | 1,534,586,166,980 円          |
| 期中追加設定元本額                                                          | 101,453,739,060 円          | 68,459,939,681 円             |
| 期中一部交換元本額                                                          | 143,500,333,806 円          | 66,049,342,977 円             |
| 2. 受益権の総数                                                          | 124,692,140 口              | 124,888,012 口                |
| 3. 担保資産<br>デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次のとおりであります。<br>株式 | 21,059,550,000 円           | 20,916,600,000 円             |
| 4. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次のとおりであります。<br>株式                       | 334,614,685,660 円          | 190,442,851,760 円            |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前中間計算期間<br>自 2022 年 7 月 9 日<br>至 2023 年 1 月 8 日 | 当中間計算期間<br>自 2023 年 7 月 9 日<br>至 2024 年 1 月 8 日 |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 該当事項はありません。                                     | 該当事項はありません。                                     |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

|                     | 前計算期間末<br>2023 年 7 月 8 日現在                                                                                                | 当中間計算期間末<br>2024 年 1 月 8 日現在                      |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。                                                                                       | 中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。       |
| 時価の算定方法             | <p>(1) 有価証券<br/>売買目的有価証券<br/>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引<br/>「デリバティブ取引等に関する注記」に</p> | <p>(1) 有価証券<br/>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引<br/>同左</p> |

|                         |                                                                                     |                         |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
|                         | 記載しております。<br>(3) 上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (3) 上記以外の金融商品<br><br>同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                     | 同左                      |

(デリバティブ取引等に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
(株式関連)

前計算期間末 (2023 年 7 月 8 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種 類            | 契約額等          |         | 時 価           | 評価損益         |
|------|----------------|---------------|---------|---------------|--------------|
|      |                |               | うち 1 年超 |               |              |
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>買建 | 8,830,128,700 | —       | 8,723,670,000 | △106,458,700 |
| 合計   |                | 8,830,128,700 | —       | 8,723,670,000 | △106,458,700 |

当中間計算期間末 (2024 年 1 月 8 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種 類            | 契約額等           |         | 時 価            | 評価損益        |
|------|----------------|----------------|---------|----------------|-------------|
|      |                |                | うち 1 年超 |                |             |
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>買建 | 11,525,860,600 | —       | 11,495,400,000 | △30,460,600 |
| 合計   |                | 11,525,860,600 | —       | 11,495,400,000 | △30,460,600 |

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

| 前計算期間末<br>2023 年 7 月 8 日現在 |          | 当中間計算期間末<br>2024 年 1 月 8 日現在 |          |
|----------------------------|----------|------------------------------|----------|
| 1 口当たり純資産額                 | 33,333 円 | 1 口当たり純資産額                   | 34,650 円 |

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2024 年 1 月 31 日現在です。

【上場インデックスファンド 2 2 5】

【純資産額計算書】

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| I 資産総額              | 4,921,738,696,066円 |
| II 負債総額             | 212,921,892,996円   |
| III 純資産総額（I－II）     | 4,708,816,803,070円 |
| IV 発行済口数            | 125,003,857口       |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 37,669円            |



#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 譲渡制限の内容

###### ① 譲渡制限はありません。

###### ② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

###### ③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換株式の交付（信託終了時の交換等を含みます。）については、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

|            |          |                 |
|------------|----------|-----------------|
| 2024年1月末現在 | 資本金      | 17,363,045,900円 |
|            | 発行可能株式総数 | 230,000,000株    |
|            | 発行済株式総数  | 197,012,500株    |

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の意思決定機関（2024年1月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

###### (3) 運用の意思決定プロセス（2024年1月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2024 年 1 月末現在の投資信託などは次の通りです。

| 種 類     | ファンド本数 | 純資産額<br>(単位：億円) |
|---------|--------|-----------------|
| 投資信託総合計 | 828    | 288,946         |
| 株式投資信託  | 779    | 248,855         |
| 単位型     | 302    | 9,397           |
| 追加型     | 477    | 239,458         |
| 公社債投資信託 | 49     | 40,090          |
| 単位型     | 36     | 1,013           |
| 追加型     | 13     | 39,077          |

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 64 期事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 65 期中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023 年 12 月 5 日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 65 期事業年度の中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の 2023 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。



## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

|            | 第 63 期<br>(2022 年 3 月 31 日) |         | 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日) |         |
|------------|-----------------------------|---------|-----------------------------|---------|
| 資産の部       |                             |         |                             |         |
| 流動資産       |                             |         |                             |         |
| 現金・預金      |                             | 42,427  |                             | 42,036  |
| 有価証券       |                             | 170     |                             | 1,025   |
| 前払費用       |                             | 932     |                             | 908     |
| 未収入金       |                             | 96      | ※4                          | 410     |
| 未収委託者報酬    |                             | 25,193  |                             | 21,336  |
| 未収収益       | ※3                          | 1,048   | ※3                          | 589     |
| 関係会社短期貸付金  |                             | 5,005   |                             | 3,318   |
| 立替金        |                             | 1,056   |                             | 1,015   |
| その他        | ※2                          | 998     | ※2                          | 1,233   |
| 流動資産合計     |                             | 76,928  |                             | 71,875  |
| 固定資産       |                             |         |                             |         |
| 有形固定資産     |                             |         |                             |         |
| 建物         | ※1                          | 244     | ※1                          | 245     |
| 器具備品       | ※1                          | 153     | ※1                          | 122     |
| 有形固定資産合計   |                             | 397     |                             | 367     |
| 無形固定資産     |                             |         |                             |         |
| ソフトウェア     |                             | 335     |                             | 390     |
| 無形固定資産合計   |                             | 335     |                             | 390     |
| 投資その他の資産   |                             |         |                             |         |
| 投資有価証券     |                             | 23,969  |                             | 23,274  |
| 関係会社株式     |                             | 22,366  |                             | 22,366  |
| 長期差入保証金    |                             | 652     |                             | 375     |
| 繰延税金資産     |                             | 3,678   |                             | 448     |
| 投資その他の資産合計 |                             | 50,667  |                             | 46,465  |
| 固定資産合計     |                             | 51,399  |                             | 47,224  |
| 資産合計       |                             | 128,328 |                             | 119,099 |

(単位：百万円)

|              | 第 63 期<br>(2022 年 3 月 31 日) | 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日) |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 負債の部         |                             |                             |
| 流動負債         |                             |                             |
| 預り金          | 651                         | 433                         |
| 未払金          | 9,693                       | 7,557                       |
| 未払収益分配金      | 7                           | 7                           |
| 未払償還金        | 71                          | 71                          |
| 未払手数料        | 8,783                       | 6,586                       |
| その他未払金       | 831                         | 892                         |
| 未払費用 ※3      | 5,572                       | ※3 4,227                    |
| 未払法人税等       | 2,354                       | -                           |
| 未払消費税等 ※4    | 3,669                       | -                           |
| 賞与引当金        | 3,958                       | 2,563                       |
| 役員賞与引当金      | 5                           | 218                         |
| 訴訟損失引当金      | 7,847                       | -                           |
| その他          | 1,330                       | 647                         |
| 流動負債合計       | 35,083                      | 15,648                      |
| 固定負債         |                             |                             |
| 退職給付引当金      | 1,395                       | 1,424                       |
| 賞与引当金        | 423                         | 437                         |
| 役員賞与引当金      | -                           | 16                          |
| その他          | 390                         | 181                         |
| 固定負債合計       | 2,209                       | 2,059                       |
| 負債合計         | 37,292                      | 17,708                      |
| 純資産の部        |                             |                             |
| 株主資本         |                             |                             |
| 資本金          | 17,363                      | 17,363                      |
| 資本剰余金        |                             |                             |
| 資本準備金        | 5,220                       | 5,220                       |
| 資本剰余金合計      | 5,220                       | 5,220                       |
| 利益剰余金        |                             |                             |
| その他利益剰余金     |                             |                             |
| 繰越利益剰余金      | 68,901                      | 79,307                      |
| 利益剰余金合計      | 68,901                      | 79,307                      |
| 自己株式         | △2,067                      | △2,067                      |
| 株主資本合計       | 89,417                      | 99,823                      |
| 評価・換算差額等     |                             |                             |
| その他有価証券評価差額金 | 2,350                       | 2,056                       |
| 繰延ヘッジ損益      | △731                        | △488                        |
| 評価・換算差額等合計   | 1,618                       | 1,567                       |
| 純資産合計        | 91,035                      | 101,391                     |
| 負債純資産合計      | 128,328                     | 119,099                     |

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

|            | 第 63 期<br>(自 2021 年 4 月 1 日<br>至 2022 年 3 月 31 日) | 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |
|------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 営業収益       |                                                   |                                                   |
| 委託者報酬      | 94,938                                            | 73,998                                            |
| その他営業収益    | 4,743                                             | 3,479                                             |
| 営業収益合計     | 99,682                                            | 77,477                                            |
| 営業費用       |                                                   |                                                   |
| 支払手数料      | 42,026                                            | 30,699                                            |
| 広告宣伝費      | 987                                               | 755                                               |
| 公告費        | 1                                                 | 3                                                 |
| 調査費        | 23,000                                            | 17,479                                            |
| 調査費        | 1,042                                             | 1,170                                             |
| 委託調査費      | 21,932                                            | 16,282                                            |
| 図書費        | 25                                                | 26                                                |
| 委託計算費      | 598                                               | 581                                               |
| 営業雑経費      | 1,014                                             | 948                                               |
| 通信費        | 143                                               | 139                                               |
| 印刷費        | 308                                               | 309                                               |
| 協会費        | 52                                                | 56                                                |
| 諸会費        | 13                                                | 16                                                |
| その他        | 494                                               | 427                                               |
| 営業費用計      | 67,628                                            | 50,469                                            |
| 一般管理費      |                                                   |                                                   |
| 給料         | 11,759                                            | 9,818                                             |
| 役員報酬       | 156                                               | 314                                               |
| 役員賞与引当金繰入額 | 5                                                 | 234                                               |
| 給料・手当      | 7,229                                             | 6,544                                             |
| 賞与         | 143                                               | 147                                               |
| 賞与引当金繰入額   | 4,225                                             | 2,577                                             |
| 交際費        | 22                                                | 56                                                |
| 寄付金        | 29                                                | 24                                                |
| 旅費交通費      | 66                                                | 205                                               |
| 租税公課       | 429                                               | 433                                               |
| 不動産賃借料     | 937                                               | 938                                               |
| 退職給付費用     | 394                                               | 383                                               |
| 退職金        | 169                                               | 155                                               |
| 固定資産減価償却費  | 172                                               | 183                                               |
| 福利費        | 1,171                                             | 1,097                                             |
| 諸経費        | 3,888                                             | 4,291                                             |
| 一般管理費計     | 19,042                                            | 17,588                                            |
| 営業利益       | 13,010                                            | 9,420                                             |

(単位：百万円)

|                | 第 63 期                                  |        | 第 64 期                                  |        |
|----------------|-----------------------------------------|--------|-----------------------------------------|--------|
|                | (自 2021 年 4 月 1 日<br>至 2022 年 3 月 31 日) |        | (自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |        |
| 営業外収益          |                                         |        |                                         |        |
| 受取利息           |                                         | 71     |                                         | 107    |
| 受取配当金          | ※ 1                                     | 5,257  | ※ 1                                     | 9,255  |
| 時効成立分配金・償還金    |                                         | 1      |                                         | 1      |
| 為替差益           |                                         | 1,548  |                                         | —      |
| その他            |                                         | 58     |                                         | 236    |
| 営業外収益合計        |                                         | 6,936  |                                         | 9,601  |
| 営業外費用          |                                         |        |                                         |        |
| 支払利息           |                                         | 177    |                                         | 407    |
| デリバティブ費用       |                                         | 49     |                                         | 389    |
| 有価証券償還損        |                                         | —      |                                         | 6      |
| 時効成立後支払分配金・償還金 |                                         | 9      |                                         | 1      |
| 為替差損           |                                         | —      |                                         | 342    |
| その他            |                                         | 39     |                                         | 15     |
| 営業外費用合計        |                                         | 275    |                                         | 1,163  |
| 経常利益           |                                         | 19,672 |                                         | 17,858 |
| 特別利益           |                                         |        |                                         |        |
| 投資有価証券売却益      |                                         | 253    |                                         | 427    |
| 子会社有償減資払戻益     |                                         | 1,445  |                                         | —      |
| 訴訟損失引当金戻入額     |                                         | —      | ※ 3                                     | 4,481  |
| 特別利益合計         |                                         | 1,699  |                                         | 4,909  |
| 特別損失           |                                         |        |                                         |        |
| 投資有価証券売却損      |                                         | 132    |                                         | 347    |
| 固定資産処分損        |                                         | 0      |                                         | 0      |
| 訴訟損失引当金繰入額     |                                         | 7,847  |                                         | —      |
| 特別損失合計         |                                         | 7,980  |                                         | 347    |
| 税引前当期純利益       |                                         | 13,391 |                                         | 22,420 |
| 法人税、住民税及び事業税   |                                         | 3,435  |                                         | 1,340  |
| 法人税等還付税額       | ※ 2                                     | △329   |                                         | —      |
| 法人税等調整額        |                                         | △1,851 |                                         | 3,252  |
| 法人税等合計         |                                         | 1,255  |                                         | 4,593  |
| 当期純利益          |                                         | 12,136 |                                         | 17,826 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 63 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

|                         | 株主資本   |       |             |              |             |        |            |
|-------------------------|--------|-------|-------------|--------------|-------------|--------|------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金 |             | 利益剰余金        |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|                         |        | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |        |            |
|                         |        |       |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |        |            |
| 当期首残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 61,956       | 61,956      | △2,067 | 82,472     |
| 当期変動額                   |        |       |             |              |             |        |            |
| 剰余金の配当                  |        |       |             | △5,191       | △5,191      |        | △5,191     |
| 当期純利益                   |        |       |             | 12,136       | 12,136      |        | 12,136     |
| 自己株式の取得                 |        |       |             |              |             |        |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |       |             |              |             |        |            |
| 当期変動額合計                 | —      | —     | —           | 6,944        | 6,944       | —      | 6,944      |
| 当期末残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 68,901       | 68,901      | △2,067 | 89,417     |

|                         | 評価・換算差額等             |             |                    | 純資産合計  |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------------|--------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・<br>換算差額<br>等合計 |        |
| 当期首残高                   | 1,461                | 115         | 1,577              | 84,049 |
| 当期変動額                   |                      |             |                    |        |
| 剰余金の配当                  |                      |             |                    | △5,191 |
| 当期純利益                   |                      |             |                    | 12,136 |
| 自己株式の取得                 |                      |             |                    |        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 889                  | △847        | 41                 | 41     |
| 当期変動額合計                 | 889                  | △847        | 41                 | 6,985  |
| 当期末残高                   | 2,350                | △731        | 1,618              | 91,035 |

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

|                         | 株主資本   |       |             |              |             |        |            |
|-------------------------|--------|-------|-------------|--------------|-------------|--------|------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金 |             | 利益剰余金        |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|                         |        | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |        |            |
|                         |        |       |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |        |            |
| 当期首残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 68,901       | 68,901      | △2,067 | 89,417     |
| 当期変動額                   |        |       |             |              |             |        |            |
| 剰余金の配当                  |        |       |             | △7,420       | △7,420      |        | △7,420     |
| 当期純利益                   |        |       |             | 17,826       | 17,826      |        | 17,826     |
| 自己株式の取得                 |        |       |             |              |             |        |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |       |             |              |             |        |            |
| 当期変動額合計                 | —      | —     | —           | 10,406       | 10,406      | —      | 10,406     |
| 当期末残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 79,307       | 79,307      | △2,067 | 99,823     |

|                         | 評価・換算差額等             |             |                    | 純資産合計   |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------------|---------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・<br>換算差額<br>等合計 |         |
| 当期首残高                   | 2,350                | △731        | 1,618              | 91,035  |
| 当期変動額                   |                      |             |                    |         |
| 剰余金の配当                  |                      |             |                    | △7,420  |
| 当期純利益                   |                      |             |                    | 17,826  |
| 自己株式の取得                 |                      |             |                    |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △294                 | 242         | △51                | △51     |
| 当期変動額合計                 | △294                 | 242         | △51                | 10,355  |
| 当期末残高                   | 2,056                | △488        | 1,567              | 101,391 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

| 項目              | 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |          |      |          |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------|------|----------|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式<br/>総平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券<br/>市場価格のない株式等以外のもの<br/>時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)<br/>市場価格のない株式等<br/>総平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ<br/>時価法</p>                                                                                                                                                                                                                                                |    |          |      |          |
| 2 固定資産の減価償却の方法  | <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。<br/>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産<br/>定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>                                                                                                                    | 建物 | 3 年～15 年 | 器具備品 | 3 年～20 年 |
| 建物              | 3 年～15 年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |          |      |          |
| 器具備品            | 3 年～20 年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |          |      |          |
| 3 引当金の計上基準      | <p>(1) 賞与引当金<br/>従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金<br/>役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法<br/>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> |    |          |      |          |
| 4 収益の計上基準       | <p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務<br/>当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務<br/>当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p>                |    |          |      |          |

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>5 ヘッジ会計の方法</p>                | <p>(3) 成功報酬<br/>当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法<br/>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象<br/>ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針<br/>ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法<br/>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> |
| <p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>消費税等の会計処理<br/>資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |



(会計方針の変更)

|                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                               |
| (時価の算定に関する会計基準の適用)<br>「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。本会計基準適用指針の適用が当財務諸表に与える影響は軽微であります。 |

(表示方法の変更)

|                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日)                                                                                                                                           |
| その他有価証券の為替リスクヘッジに係るヘッジ損益について、ヘッジ対象の損益認識時に繰延ヘッジ損益を純損益に計上するに当たり、前事業年度において、「為替差損益」に含めていましたが、金額的重要性が高まったことから、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため当事業年度よりヘッジ対象の損益区分と同一区分である投資有価証券売却益あるいは投資有価証券売却損として表示することとしております。 |

(重要な会計上の見積り)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 当事業年度の財務諸表に計上した金額

訴訟損失引当金を 7,847 百万円計上しております。

2 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

訴訟について将来発生しうる損失の見込額を算出し、訴訟損失引当金として計上しています。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

原告が主張する損害額に基づき、将来発生することが予想される損失の見積を行っています。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の経過により、翌事業年度において訴訟損失引当金の追加計上または取り崩しを行う可能性があります。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

## (貸借対照表関係)

| 第 63 期<br>(2022 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>※ 1 有形固定資産の減価償却累計額<br/>建物 1,390 百万円<br/>器具備品 823 百万円</p> <p>※ 2 信託資産<br/>流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客<br/>分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に<br/>信託しております。</p> <p>※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで<br/>あります。<br/>(流動資産)<br/>未収収益 233 百万円<br/>(流動負債)<br/>未払費用 2,314 百万円</p> <p>※ 4 消費税等の取扱い<br/>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、<br/>「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>※ 5 保証債務<br/>ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ<br/>ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク<br/>イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ<br/>ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請<br/>求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ<br/>ジメント・リミテッドは最大 5 百万豪ドルを提供す<br/>る義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・<br/>マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務<br/>を保証しております。</p> | <p>※ 1 有形固定資産の減価償却累計額<br/>建物 1,437 百万円<br/>器具備品 879 百万円</p> <p>※ 2 信託資産<br/>流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客<br/>分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に<br/>信託しております。</p> <p>※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで<br/>あります。<br/>(流動資産)<br/>未収収益 263 百万円<br/>(流動負債)<br/>未払費用 1,778 百万円</p> <p>※ 4 消費税等の取扱い<br/>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、<br/>「未収入金」に含めて表示しております。</p> <p>※ 5 保証債務<br/>ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ<br/>ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク<br/>イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ<br/>ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請<br/>求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ<br/>ジメント・リミテッドは最大 448 百万円(5 百万豪<br/>ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ<br/>ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う<br/>当該資金提供義務を保証しております。</p> |

## (損益計算書関係)

| 第 63 期<br>(自 2021 年 4 月 1 日<br>至 2022 年 3 月 31 日)                                                                                 | 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日)                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、<br/>次のとおりであります。<br/>受取配当金 5,194 百万円</p> <p>※ 2 法人税等還付税額<br/>過年度の取引に関する法人税等の還付金相当額を<br/>計上しています。</p> | <p>※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、<br/>次のとおりであります。<br/>受取配当金 9,241 百万円</p> <p>※ 3 訴訟損失引当金戻入額<br/>原告との和解が成立したことにより、前事業年度<br/>に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した<br/>額を計上しております。</p> |

(株主資本等変動計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首       | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末        |
|---------|---------------|---------|---------|---------------|
| 普通株式(株) | 197, 012, 500 | —       | —       | 197, 012, 500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首     | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末      |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 2, 860, 000 | —       | —       | 2, 860, 000 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳                | 新株予約権の<br>目的となる<br>株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |             |             |             | 当事業年<br>度末残高<br>(百万円) |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|
|                         |                          | 当事業年度<br>期首        | 当事業年度<br>増加 | 当事業年度<br>減少 | 当事業<br>年度末  |                       |
| 2011 年度<br>ストックオプション(1) | 普通株式                     | 432, 300           | —           | 432, 300    | —           | —                     |
| 2016 年度<br>ストックオプション(1) | 普通株式                     | 1, 016, 000        | —           | 928, 000    | 88, 000     | —                     |
| 2016 年度<br>ストックオプション(2) | 普通株式                     | 1, 772, 000        | —           | 956, 000    | 816, 000    | —                     |
| 2017 年度<br>ストックオプション(1) | 普通株式                     | 2, 607, 000        | —           | 1, 071, 000 | 1, 536, 000 | —                     |
| 合計                      |                          | 5, 827, 300        | —           | 3, 387, 300 | 2, 440, 000 | —                     |

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(1)88,000 株、2016 年度ストックオプション(2)816,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)847,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2017 年度ストックオプション(1)689,000 株は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 2021 年 5 月 25 日<br>取締役会 | 普通株式  | 5, 191          | 26. 74           | 2021 年 3 月 31 日 | 2021 年 6 月 29 日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                      | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 2022 年 5 月 27 日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 7, 420          | 38. 22           | 2022 年 3 月 31 日 | 2022 年 6 月 27 日 |

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首     | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末      |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 197,012,500 | —       | —       | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末    |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 普通株式(株) | 2,860,000 | —       | —       | 2,860,000 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳                | 新株予約権の<br>目的となる<br>株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |             |             |            | 当事業年<br>度末残高<br>(百万円) |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|-----------------------|
|                         |                          | 当事業年度<br>期首        | 当事業年度<br>増加 | 当事業年度<br>減少 | 当事業<br>年度末 |                       |
| 2016 年度<br>ストックオプション(1) | 普通株式                     | 88,000             | —           | 88,000      | —          | —                     |
| 2016 年度<br>ストックオプション(2) | 普通株式                     | 816,000            | —           | 599,000     | 217,000    | —                     |
| 2017 年度<br>ストックオプション(1) | 普通株式                     | 1,536,000          | —           | 784,000     | 752,000    | —                     |
| 合計                      |                          | 2,440,000          | —           | 1,391,800   | 969,000    | —                     |

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)217,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)752,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 2022 年 5 月 27 日<br>取締役会 | 普通株式  | 7,420           | 38.22            | 2022 年 3 月 31 日 | 2022 年 6 月 27 日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                      | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 2023 年 5 月 26 日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 5,092           | 26.23            | 2023 年 3 月 31 日 | 2023 年 6 月 27 日 |

(リース取引関係)

| 第 63 期<br>(自 2021 年 4 月 1 日<br>至 2022 年 3 月 31 日) |           | 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |           |
|---------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------|-----------|
| オペレーティング・リース取引<br>解約不能のものに係る未経過リース料               |           | オペレーティング・リース取引<br>解約不能のものに係る未経過リース料               |           |
| 1 年内                                              | 911 百万円   | 1 年内                                              | 899 百万円   |
| 1 年超                                              | 4,324 百万円 | 1 年超                                              | 3,425 百万円 |
| 合計                                                | 5,236 百万円 | 合計                                                | 4,324 百万円 |

(金融商品関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

|              | 貸借対照表計上額 (*4) |        |      |        |
|--------------|---------------|--------|------|--------|
|              | レベル1          | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| デリバティブ取引(*1) |               |        |      |        |
| 株式関連 (*2)    | △262          | —      | —    | △262   |
| 通貨関連 (*3)    | —             | △1,066 | —    | △1,066 |
| デリバティブ取引計    | △262          | △1,066 | —    | △1,329 |

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△262百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△1,066百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※4) 時価算定適用指針に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券に170百万円、投資有価証券に23,952百万円となります。

### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用することから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分     | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 非上場株式  | 16       |
| 子会社株式  | 17,183   |
| 関連会社株式 | 5,183    |

### 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金        | 42,427 |             |              |      |
| 未収委託者報酬      | 25,193 |             |              |      |
| 未収収益         | 1,048  |             |              |      |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |             |              |      |
| 投資信託         | 170    | 345         | 8,874        | 19   |
| 合計           | 68,839 | 345         | 8,874        | 19   |

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

#### ② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

#### ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。



## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

|                        | 貸借対照表計上額 |        |      |        |
|------------------------|----------|--------|------|--------|
|                        | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 有価証券<br>其他有価証券<br>投資信託 | 6,238    | 18,045 | —    | 24,283 |
| 資産計                    | 6,238    | 18,045 | —    | 24,283 |
| デリバティブ取引(*1)           |          |        |      |        |
| 株式関連(*2)               | △246     | —      | —    | △246   |
| 通貨関連(*3)               | —        | △352   | —    | △352   |
| デリバティブ取引計              | △246     | △352   | —    | △599   |

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 資 産

##### 有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

##### デリバティブ取引

##### 株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

##### 通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分     | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 非上場株式  | 16       |
| 子会社株式  | 17,183   |
| 関連会社株式 | 5,183    |

### 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金        | 42,036 |             |              |      |
| 未収委託者報酬      | 21,336 |             |              |      |
| 未収収益         | 589    |             |              |      |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |             |              |      |
| 投資信託         | 1,025  | 204         | 4,520        | 10   |
| 合計           | 64,987 | 204         | 4,520        | 10   |

(有価証券関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

|        | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 子会社株式  | 17,183   |
| 関連会社株式 | 5,183    |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

|                              | 種類   | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額    |
|------------------------------|------|----------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>るもの  | 投資信託 | 20,934   | 17,366 | 3,568 |
|                              | 小計   | 20,934   | 17,366 | 3,568 |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>ないもの | 投資信託 | 3,188    | 3,369  | △180  |
|                              | 小計   | 3,188    | 3,369  | △180  |
| 合計                           |      | 24,123   | 20,735 | 3,387 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類   | 売却額   | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-------|---------|---------|
| 投資信託 | 3,079 | 253     | △132    |
| 合計   | 3,079 | 253     | △132    |

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

|        | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 子会社株式  | 17,183   |
| 関連会社株式 | 5,183    |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

|                              | 種類   | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額    |
|------------------------------|------|----------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>るもの  | 投資信託 | 17,219   | 13,860 | 3,359 |
|                              | 小計   | 17,219   | 13,860 | 3,359 |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>ないもの | 投資信託 | 7,063    | 7,459  | △395  |
|                              | 小計   | 7,063    | 7,459  | △395  |
| 合計                           |      | 24,283   | 21,319 | 2,963 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類   | 売却額    | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|--------|---------|---------|
| 投資信託 | 11,194 | 1,349   | △221    |
| 合計   | 11,194 | 1,349   | △221    |

(デリバティブ取引関係)

第 63 期(2022 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

| 種類   |          | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 |               |                           |             |               |
|      | 売建<br>買建 | 2,306<br>-    | -<br>-                    | △ 262<br>-  | △ 262<br>-    |
| 合計   |          | 2,306         | -                         | △ 262       | △ 262         |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

| 種類            |           | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|---------------|-----------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外<br>の取引 | 為替予約取引    |               |                           |             |               |
|               | 売建<br>米ドル | 4,708         | -                         | △ 293       | △ 293         |
| 合計            |           | 4,708         | -                         | △ 293       | △ 293         |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|-------------|--------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的処理<br>方法 | 為替予約取引       | 投資有価証券  |               |                         |             |
|             | 売建           |         |               |                         |             |
|             | 米ドル          |         | 5,445         | -                       | △367        |
|             | 豪ドル          |         | 222           | -                       | △20         |
|             | 香港ドル         |         | 1,097         | -                       | △59         |
|             | 人民元          |         | 5,185         | -                       | △324        |
|             | ユーロ          | 35      | -             | △0                      |             |
| 合計          |              |         | 11,986        | -                       | △772        |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

| 種類   |                | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>売建 | 10,970        | -                         | △ 246       | △ 246         |
| 合計   |                | 10,970        | -                         | △ 246       | △ 246         |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

| 種類            |                              | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|---------------|------------------------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外<br>の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>シンガポ<br>ールドル | 3,275         | -                         | △ 24        | △ 24          |
| 合計            |                              | 3,275         | -                         | △ 24        | △ 24          |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|-------------|--------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的処理<br>方法 | 為替予約取引<br>売建 | 投資有価証券  |               |                         |             |
|             | 米ドル          |         | 6,132         | -                       | △280        |
|             | 豪ドル          |         | 105           | -                       | 0           |
|             | 香港ドル         |         | 699           | -                       | △34         |
|             | 人民元          |         | 5,822         | -                       | △1          |
|             | ユーロ          |         | 234           | -                       | △10         |
| 合計          |              |         | 12,994        | -                       | △328        |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (持分法損益等)

| 第 63 期<br>(自 2021 年 4 月 1 日<br>至 2022 年 3 月 31 日) | 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等<br>(単位：百万円)                 | 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等<br>(単位：百万円)                 |
| (1) 関連会社に対する投資の金額 5,312                           | (1) 関連会社に対する投資の金額 5,326                           |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 15,942                       | (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 16,722                       |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,964                      | (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,185                      |

## (退職給付関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランプラン型退職金制度を設けております。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              | (百万円) |
|--------------|-------|
| 退職給付債務の期首残高  | 1,429 |
| 勤務費用         | 143   |
| 利息費用         | 2     |
| 数理計算上の差異の発生額 | △12   |
| 退職給付の支払額     | △211  |
| 退職給付債務の期末残高  | 1,352 |

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 退職給付債務          | 1,352 |
| 未積立退職給付債務       | 1,352 |
| 未認識数理計算上の差異     | 43    |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,395 |
| 退職給付引当金         | 1,395 |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,395 |

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 勤務費用            | 143 |
| 利息費用            | 2   |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 3   |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 150 |

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎  
割引率

0.3%

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、244 百万円でありました。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              | (百万円) |
|--------------|-------|
| 退職給付債務の期首残高  | 1,352 |
| 勤務費用         | 133   |
| 利息費用         | 4     |
| 数理計算上の差異の発生額 | △16   |
| 退職給付の支払額     | △107  |
| 退職給付債務の期末残高  | 1,366 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 退職給付債務          | 1,366 |
| 未積立退職給付債務       | 1,366 |
| 未認識数理計算上の差異     | 58    |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,424 |
| 退職給付引当金         | 1,424 |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,424 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 勤務費用            | 133 |
| 利息費用            | 4   |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | △1  |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 136 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎<br>割引率 | 0.6% |
|--------------------------------|------|

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247 百万円でありました。



(ストックオプション等関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

|                              | 2011 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                                                                      | 2016 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数                 | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 186 名                                                                                                                                                                                                               | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 16 名                                                                                                                                                                                                               |
| 株式の種類別のストックオプション<br>の付与数 (注) | 普通株式 6, 101, 700 株                                                                                                                                                                                                                       | 普通株式 4, 437, 000 株                                                                                                                                                                                                                      |
| 付与日                          | 2011 年 10 月 7 日                                                                                                                                                                                                                          | 2016 年 7 月 15 日                                                                                                                                                                                                                         |
| 権利確定条件                       | 2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 | 2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可<br>能初日」といいます。)、当該権利行<br>使可能初日から 1 年経過した日の翌<br>日、及び当該権利行使可能初日から<br>2 年経過した日の翌日まで原則とし<br>て従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                       | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                         |
| 権利行使期間                       | 2013 年 10 月 7 日から<br>2021 年 10 月 6 日まで                                                                                                                                                                                                   | 2018 年 7 月 15 日から<br>2026 年 7 月 31 日まで                                                                                                                                                                                                  |

|                              | 2016 年度ストックオプション(2)                                                                                                                                                                                                                      | 2017 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数                 | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 31 名                                                                                                                                                                                                                | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 36 名                                                                                                                                                                                                                |
| 株式の種類別のストックオプション<br>の付与数 (注) | 普通株式 4, 409, 000 株                                                                                                                                                                                                                       | 普通株式 4, 422, 000 株                                                                                                                                                                                                                       |
| 付与日                          | 2017 年 4 月 27 日                                                                                                                                                                                                                          | 2018 年 4 月 27 日                                                                                                                                                                                                                          |
| 権利確定条件                       | 2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 | 2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                       | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          |
| 権利行使期間                       | 2019 年 4 月 27 日から<br>2027 年 4 月 30 日まで                                                                                                                                                                                                   | 2020 年 4 月 27 日から<br>2028 年 4 月 30 日まで                                                                                                                                                                                                   |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

|          | 2011 年度ストックオプション(1) | 2016 年度ストックオプション(1) |
|----------|---------------------|---------------------|
| 付与日      | 2011 年 10 月 7 日     | 2016 年 7 月 15 日     |
| 権利確定前(株) |                     |                     |
| 期首       | 432,300             | 1,016,000           |
| 付与       | 0                   | 0                   |
| 失効       | 432,300             | 928,000             |
| 権利確定     | 0                   | 0                   |
| 権利未確定残   | —                   | 88,000              |
| 権利確定後(株) |                     |                     |
| 期首       | —                   | —                   |
| 権利確定     | —                   | —                   |
| 権利行使     | —                   | —                   |
| 失効       | —                   | —                   |
| 権利未行使残   | —                   | —                   |

|          | 2016 年度ストックオプション(2) | 2017 年度ストックオプション(1) |
|----------|---------------------|---------------------|
| 付与日      | 2017 年 4 月 27 日     | 2018 年 4 月 27 日     |
| 権利確定前(株) |                     |                     |
| 期首       | 1,772,000           | 2,607,000           |
| 付与       | 0                   | 0                   |
| 失効       | 956,000             | 1,071,000           |
| 権利確定     | 0                   | 0                   |
| 権利未確定残   | 816,000             | 1,536,000           |
| 権利確定後(株) |                     |                     |
| 期首       | —                   | —                   |
| 権利確定     | —                   | —                   |
| 権利行使     | —                   | —                   |
| 失効       | —                   | —                   |
| 権利未行使残   | —                   | —                   |

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

|                             | 2011 年度ストックオプション(1) | 2016 年度ストックオプション(1) |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| 付与日                         | 2011 年 10 月 7 日     | 2016 年 7 月 15 日     |
| 権利行使価格(円)                   | 737(注) 3            | 558                 |
| 付与日における公正な評価単価<br>(円) (注) 1 | 0                   | 0                   |

|                             | 2016 年度ストックオプション(2) | 2017 年度ストックオプション(1) |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| 付与日                         | 2017 年 4 月 27 日     | 2018 年 4 月 27 日     |
| 権利行使価格(円)                   | 553                 | 694                 |
| 付与日における公正な評価単価<br>(円) (注) 1 | 0                   | 0                   |

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,222 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

|                              | 2016 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                                                                      | 2016 年度ストックオプション(2)                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数                 | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 16 名                                                                                                                                                                                                                | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 31 名                                                                                                                                                                                                               |
| 株式の種類別のストックオプション<br>の付与数 (注) | 普通株式 4,437,000 株                                                                                                                                                                                                                         | 普通株式 4,409,000 株                                                                                                                                                                                                                        |
| 付与日                          | 2016 年 7 月 15 日                                                                                                                                                                                                                          | 2017 年 4 月 27 日                                                                                                                                                                                                                         |
| 権利確定条件                       | 2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 | 2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使可<br>能初日」といいます。)、当該権利行<br>使可能初日から 1 年経過した日の翌<br>日、及び当該権利行使可能初日から<br>2 年経過した日の翌日まで原則とし<br>て従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                       | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                         |
| 権利行使期間                       | 2018 年 7 月 15 日から<br>2026 年 7 月 31 日まで                                                                                                                                                                                                   | 2019 年 4 月 27 日から<br>2027 年 4 月 30 日まで                                                                                                                                                                                                  |

|                              | 2017 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数                 | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 36 名                                                                                                                                                                                                                |
| 株式の種類別のストックオプション<br>の付与数 (注) | 普通株式 4,422,000 株                                                                                                                                                                                                                         |
| 付与日                          | 2018 年 4 月 27 日                                                                                                                                                                                                                          |
| 権利確定条件                       | 2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                       | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          |
| 権利行使期間                       | 2020 年 4 月 27 日から<br>2028 年 4 月 30 日まで                                                                                                                                                                                                   |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

|          | 2016 年度ストックオプション(1) | 2016 年度ストックオプション(2) |
|----------|---------------------|---------------------|
| 付与日      | 2016 年 7 月 15 日     | 2017 年 4 月 27 日     |
| 権利確定前(株) |                     |                     |
| 期首       | 88,000              | 816,000             |
| 付与       | 0                   | 0                   |
| 失効       | 88,000              | 539,000             |
| 権利確定     | 0                   | 0                   |
| 権利未確定残   | —                   | 217,000             |
| 権利確定後(株) |                     |                     |
| 期首       | —                   | —                   |
| 権利確定     | —                   | —                   |
| 権利行使     | —                   | —                   |
| 失効       | —                   | —                   |
| 権利未行使残   | —                   | —                   |

|          | 2017 年度ストックオプション(1) |
|----------|---------------------|
| 付与日      | 2018 年 4 月 27 日     |
| 権利確定前(株) |                     |
| 期首       | 1,536,000           |
| 付与       | 0                   |
| 失効       | 784,000             |
| 権利確定     | 0                   |
| 権利未確定残   | 752,000             |
| 権利確定後(株) |                     |
| 期首       | —                   |
| 権利確定     | —                   |
| 権利行使     | —                   |
| 失効       | —                   |
| 権利未行使残   | —                   |

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

|                             | 2016 年度ストックオプション(1) | 2016 年度ストックオプション(2) |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| 付与日                         | 2016 年 7 月 15 日     | 2017 年 4 月 27 日     |
| 権利行使価格(円)                   | 558                 | 553                 |
| 付与日における公正な評価単価<br>(円) (注) 1 | 0                   | 0                   |

|                             | 2017 年度ストックオプション(1) |
|-----------------------------|---------------------|
| 付与日                         | 2018 年 4 月 27 日     |
| 権利行使価格(円)                   | 694                 |
| 付与日における公正な評価単価<br>(円) (注) 1 | 0                   |

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円

## (税効果会計関係)

| 第 63 期<br>(2022 年 3 月 31 日)                                        |                                                              | 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日) |                                                              |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1                                                                  | 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳<br><br>(単位：百万円)                | 1                           | 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳<br><br>(単位：百万円)                |
|                                                                    | 繰延税金資産                                                       |                             | 繰延税金資産                                                       |
|                                                                    | 賞与引当金                                                        |                             | 賞与引当金                                                        |
|                                                                    | 投資有価証券評価損                                                    |                             | 投資有価証券評価損                                                    |
|                                                                    | 関係会社株式評価損                                                    |                             | 関係会社株式評価損                                                    |
|                                                                    | 退職給付引当金                                                      |                             | 退職給付引当金                                                      |
|                                                                    | 固定資産減価償却費                                                    |                             | 固定資産減価償却費                                                    |
|                                                                    | 繰延ヘッジ損益                                                      |                             | 繰延ヘッジ損益                                                      |
|                                                                    | 訴訟損失引当金                                                      |                             | その他                                                          |
|                                                                    | その他                                                          |                             | 繰延税金資産小計                                                     |
|                                                                    | 繰延税金資産小計                                                     |                             | 評価性引当金                                                       |
|                                                                    | 評価性引当金(注)                                                    |                             | 繰延税金資産合計                                                     |
|                                                                    | 繰延税金資産合計                                                     |                             |                                                              |
|                                                                    |                                                              |                             | 繰延税金負債                                                       |
|                                                                    | 繰延税金負債                                                       |                             | その他有価証券評価差額金                                                 |
|                                                                    | その他有価証券評価差額金                                                 |                             | その他                                                          |
|                                                                    | その他                                                          |                             | 繰延税金負債合計                                                     |
|                                                                    | 繰延税金負債合計                                                     |                             | 繰延税金資産の純額                                                    |
|                                                                    | 繰延税金資産の純額                                                    |                             |                                                              |
| (注) 関係会社株式評価損に係る繰延税金資産から控除した評価性引当金が、在外子会社の減資により 1,377 百万円減少しております。 |                                                              |                             |                                                              |
| 2                                                                  | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 | 2                           | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 |
|                                                                    | 法定実効税率                                                       |                             | 法定実効税率                                                       |
|                                                                    | (調整)                                                         |                             | (調整)                                                         |
|                                                                    | 交際費等永久に損金に算入されない項目                                           |                             | 交際費等永久に損金に算入されない項目                                           |
|                                                                    | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                                         |                             | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                                         |
|                                                                    | 評価性引当金の減少                                                    |                             | その他                                                          |
|                                                                    | その他                                                          |                             | 税効果会計適用後の法人税等の負担率                                            |
|                                                                    | 税効果会計適用後の法人税等の負担率                                            |                             |                                                              |

## (関連当事者情報)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

## (ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類  | 会社等の<br>名称又は<br>氏名                                    | 所在地             | 資本金<br>又は<br>出資金            | 事業<br>の内容           | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連<br>当事者<br>との<br>関係 | 取引の内容                              | 取引金額<br>(百万円)               | 科目                | 期末残高<br>(百万円)              |
|-----|-------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------|---------------------|-------------------------------|-----------------------|------------------------------------|-----------------------------|-------------------|----------------------------|
| 子会社 | Nikko Asset<br>Management<br>International<br>Limited | シンガ<br>ポール<br>国 | 232,369<br>(SGD 千)          | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                  | —                     | 資金の貸付<br>(米国ドル<br>貨建)<br>(注 1)     | —                           | 関係会社<br>短期<br>貸付金 | 2,019<br>(USD<br>16,500 千) |
|     |                                                       |                 |                             |                     |                               |                       | 貸付金利息<br>(米国ドル<br>貨建)<br>(注 1)     | 44<br>(USD<br>397 千)        | 未収収益              | 10<br>(USD<br>86 千)        |
|     |                                                       |                 |                             |                     |                               |                       | 資金の返済<br>(円貨建)<br>(注 1)            | 577                         | 関係会社<br>短期<br>貸付金 | —                          |
|     |                                                       |                 |                             |                     |                               |                       | 貸付金利息<br>(円貨建)<br>(注 1)            | 3                           | 未収収益              | —                          |
|     |                                                       |                 |                             |                     |                               |                       | 資金の貸付<br>(シンガポール<br>ドル貨建)<br>(注 1) | 2,788<br>(SGD<br>33,000 千)  | 関係会社<br>短期<br>貸付金 | 2,985<br>(SGD<br>33,000 千) |
|     |                                                       |                 |                             |                     |                               |                       | 貸付金利息<br>(シンガポール<br>ドル貨建)<br>(注 1) | 23<br>(SGD<br>266 千)        | 未収収益              | 23<br>(SGD<br>266 千)       |
|     |                                                       |                 |                             |                     |                               |                       | 減資<br>(注 2)                        | 9,149<br>(SGD<br>110,000 千) | —                 | —                          |
| 子会社 | Nikko AM<br>Americas<br>Holding Co.,<br>Inc.          | 米国              | 131,079<br>(USD 千)<br>(注 3) | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                  | —                     | 配当の受取                              | 3,788<br>(USD<br>34,000 千)  | —                 | —                          |

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 Nikko Asset Management International Limited の行った 110,000 千株の減資により、当社は資金の払戻を受けております。
- 3 Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。



## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2021 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

|       |            |
|-------|------------|
| 資産合計  | 34,450 百万円 |
| 負債合計  | 6,257 百万円  |
| 純資産合計 | 28,192 百万円 |

|          |            |
|----------|------------|
| 営業収益     | 18,176 百万円 |
| 税引前当期純利益 | 5,587 百万円  |
| 当期純利益    | 3,956 百万円  |

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類  | 会社等の<br>名称又は<br>氏名                                    | 所在地             | 資本金<br>又は<br>出資金            | 事業<br>の内容           | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連<br>当事者<br>との<br>関係 | 取引の内容                              | 取引金額<br>(百万円)              | 科目                | 期末残高<br>(百万円)              |
|-----|-------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------|---------------------|--------------------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------------------|-------------------|----------------------------|
| 子会社 | Nikko Asset<br>Management<br>International<br>Limited | シンガ<br>ポール<br>国 | 232,369<br>(SGD 千)          | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                   | —                     | 資金の貸付<br>(シンガポールド<br>ル貸建)<br>(注 1) | —                          | 関係会社<br>短期<br>貸付金 | 3,318<br>(SGD<br>33,000 千) |
|     |                                                       |                 |                             |                     |                                |                       | 貸付金利息<br>(シンガポールド<br>ル貸建)<br>(注 1) | 103<br>(SGD<br>1,043 千)    | 未収収益              | 55<br>(SGD<br>551 千)       |
|     |                                                       |                 |                             |                     |                                |                       | 資金の返済<br>(米国ドル貸建)<br>(注 2)         | 2,019<br>(USD<br>16,500 千) | 関係会社<br>短期<br>貸付金 | —                          |
|     |                                                       |                 |                             |                     |                                |                       | 貸付金利息<br>(米国ドル貸建)<br>(注 2)         | 3<br>(USD<br>26 千)         | 未収収益              | —                          |
| 子会社 | Nikko AM<br>Americas<br>Holding Co.,<br>Inc.          | 米国              | 131,079<br>(USD 千)<br>(注 3) | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                   | —                     | 配当の受取                              | 7,795<br>(USD<br>58,000 千) | —                 | —                          |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨）、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております）。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

|       |            |
|-------|------------|
| 資産合計  | 34,828 百万円 |
| 負債合計  | 5,655 百万円  |
| 純資産合計 | 29,173 百万円 |

|          |            |
|----------|------------|
| 営業収益     | 15,864 百万円 |
| 税引前当期純利益 | 4,191 百万円  |
| 当期純利益    | 3,159 百万円  |

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| 項目            | 第 63 期<br>(自 2021 年 4 月 1 日<br>至 2022 年 3 月 31 日) | 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |
|---------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1 株当たり純資産額    | 468 円 88 銭                                        | 522 円 22 銭                                        |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 62 円 50 銭                                         | 91 円 81 銭                                         |

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                                   | 第 63 期<br>(自 2021 年 4 月 1 日<br>至 2022 年 3 月 31 日)                                             | 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日)             |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 当期純利益 (百万円)                                          | 12,136                                                                                        | 17,826                                                        |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円)                                   | —                                                                                             | —                                                             |
| 普通株式に係る当期純利益 (百万円)                                   | 12,136                                                                                        | 17,826                                                        |
| 普通株式の期中平均株式数 (千株)                                    | 194,152                                                                                       | 194,152                                                       |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 2016 年度ストックオプション (1) 88,000 株、2016 年度ストックオプション (2) 816,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 1,536,000 株 | 2016 年度ストックオプション (2) 217,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 752,000 株 |

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                | 第 63 期<br>(2022 年 3 月 31 日) | 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日) |
|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 純資産の部の合計額 (百万円)                   | 91,035                      | 101,391                     |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)           | —                           | —                           |
| 普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)              | 91,035                      | 101,391                     |
| 1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株) | 194,152                     | 194,152                     |

(重要な後発事象)

当社は 2022 年 12 月 21 日付け株式売買契約書に基づき、星州子会社の日興アセットマネジメントインターナショナルが保有する関連会社 AHAM アセットマネジメント Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。

中間財務諸表等  
(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 65 期中間会計期間  
(2023 年 9 月 30 日)

|            |     |         |
|------------|-----|---------|
| 資産の部       |     |         |
| 流動資産       |     |         |
| 現金・預金      |     | 31,751  |
| 金銭の信託      |     | 2,500   |
| 有価証券       |     | 78      |
| 未収委託者報酬    |     | 16,602  |
| 未収収益       |     | 940     |
| その他        | ※ 2 | 3,797   |
| 流動資産合計     |     | 55,670  |
| 固定資産       |     |         |
| 有形固定資産     | ※ 1 | 330     |
| 無形固定資産     |     | 389     |
| 投資その他の資産   |     |         |
| 投資有価証券     |     | 24,116  |
| 関係会社株式     |     | 37,647  |
| 長期差入保証金    |     | 338     |
| 繰延税金資産     |     | 240     |
| 投資その他の資産合計 |     | 62,343  |
| 固定資産合計     |     | 63,063  |
| 資産合計       |     | 118,734 |

(単位：百万円)

第 65 期中間会計期間  
(2023 年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

|         |         |
|---------|---------|
| 未払金     | 8,446   |
| 未払費用    | 3,085   |
| 未払法人税等  | 1,334   |
| 未払消費税等  | ※ 3 575 |
| 賞与引当金   | 1,383   |
| 役員賞与引当金 | 162     |
| その他     | 1,230   |
| 流動負債合計  | 16,218  |

固定負債

|         |       |
|---------|-------|
| 退職給付引当金 | 1,458 |
| 賞与引当金   | 397   |
| 役員賞与引当金 | 40    |
| その他     | 170   |
| 固定負債合計  | 2,067 |

負債合計

18,286

純資産の部

株主資本

|          |        |
|----------|--------|
| 資本金      | 17,363 |
| 資本剰余金    |        |
| 資本準備金    | 5,220  |
| 資本剰余金合計  | 5,220  |
| 利益剰余金    |        |
| その他利益剰余金 |        |
| 繰越利益剰余金  | 77,549 |
| 利益剰余金合計  | 77,549 |
| 自己株式     | △2,067 |
| 株主資本合計   | 98,066 |

評価・換算差額等

|              |        |
|--------------|--------|
| その他有価証券評価差額金 | 3,457  |
| 繰延ヘッジ損益      | △1,075 |
| 評価・換算差額等合計   | 2,381  |

純資産合計

100,447

負債純資産合計

118,734



(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

| 第 65 期中間会計期間<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 9 月 30 日) |     |        |
|---------------------------------------------------------|-----|--------|
| <hr/>                                                   |     |        |
| 営業収益                                                    |     |        |
| 委託者報酬                                                   |     | 37,779 |
| その他営業収益                                                 |     | 1,652  |
| 営業収益合計                                                  |     | 39,431 |
| 営業費用及び一般管理費                                             | ※ 1 | 35,014 |
| 営業利益                                                    |     | 4,416  |
| 営業外収益                                                   | ※ 2 | 1,245  |
| 営業外費用                                                   | ※ 3 | 1,458  |
| 経常利益                                                    |     | 4,203  |
| 特別利益                                                    | ※ 4 | 501    |
| 特別損失                                                    | ※ 5 | 99     |
| 税引前中間純利益                                                |     | 4,605  |
| 法人税等                                                    | ※ 6 | 1,270  |
| 中間純利益                                                   |     | 3,335  |

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 65 期中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

|                               | 株主資本   |           |                 |                             |             |         |            |
|-------------------------------|--------|-----------|-----------------|-----------------------------|-------------|---------|------------|
|                               | 資本金    | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金                       |             | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
|                               |        | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |            |
| 当期首残高                         | 17,363 | 5,220     | 5,220           | 79,307                      | 79,307      | △ 2,067 | 99,823     |
| 当中間期変動額                       |        |           |                 |                             |             |         |            |
| 剰余金の配当                        |        |           |                 | △ 5,092                     | △ 5,092     |         | △ 5,092    |
| 中間純利益                         |        |           |                 | 3,335                       | 3,335       |         | 3,335      |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額<br>（純額） |        |           |                 |                             |             |         |            |
| 当中間期変動額合計                     | —      | —         | —               | △ 1,757                     | △ 1,757     | —       | △ 1,757    |
| 当中間期末残高                       | 17,363 | 5,220     | 5,220           | 77,549                      | 77,549      | △ 2,067 | 98,066     |

|                               | 評価・換算差額等             |             |                | 純資産合計   |
|-------------------------------|----------------------|-------------|----------------|---------|
|                               | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当期首残高                         | 2,056                | △ 488       | 1,567          | 101,391 |
| 当中間期変動額                       |                      |             |                |         |
| 剰余金の配当                        |                      |             |                | △ 5,092 |
| 中間純利益                         |                      |             |                | 3,335   |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額<br>（純額） | 1,400                | △ 587       | 813            | 813     |
| 当中間期変動額合計                     | 1,400                | △ 587       | 813            | △ 943   |
| 当中間期末残高                       | 3,457                | △ 1,075     | 2,381          | 100,447 |

注記事項  
(重要な会計方針)

| 項目              | 第 65 期中間会計期間<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 9 月 30 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式<br/>総平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券<br/>市場価格のない株式等以外のもの<br/>時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等<br/>総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託<br/>時価法</p> <p>(3) デリバティブ<br/>時価法</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2 固定資産の減価償却の方法  | <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3 引当金の計上基準      | <p>(1) 賞与引当金<br/>従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金<br/>役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法<br/>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> |
| 4 収益の計上基準       | <p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務<br/>当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ</p>                                                                                                                                                                                                                                 |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             | <p>れ、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務</p> <p>当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬</p> <p>当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> |
| 5 ヘッジ会計の方法                  | <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>                                           |
| 6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理</p> <p>資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法</p> <p>税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>                                                                                                               |

## (中間貸借対照表関係)

| 第 65 期中間会計期間<br>(2023 年 9 月 30 日) |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※ 1                               | 有形固定資産の減価償却累計額<br>2,354 百万円                                                                                                                                                                                          |
| ※ 2                               | 信託資産<br>流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。                                                                                                                                                     |
| ※ 3                               | 消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。                                                                                                                                                                |
| ※ 4                               | 保証債務<br>ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 480 百万円（5 百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。 |

## (中間損益計算書関係)

| 第 65 期中間会計期間<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 9 月 30 日) |                                                                     |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ※ 1                                                     | 減価償却実施額<br>有形固定資産 46 百万円<br>無形固定資産 50 百万円                           |
| ※ 2                                                     | 営業外収益のうち主要なもの<br>受取利息 16 百万円<br>受取配当金 1,205 百万円                     |
| ※ 3                                                     | 営業外費用のうち主要なもの<br>支払利息 255 百万円<br>為替差損 184 百万円<br>デリバティブ費用 1,017 百万円 |
| ※ 4                                                     | 特別利益のうち主要なもの<br>投資有価証券売却益 501 百万円                                   |
| ※ 5                                                     | 特別損失のうち主要なもの<br>投資有価証券売却損 97 百万円                                    |
| ※ 6                                                     | 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。    |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首       | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末      |
|----------|---------------|-----------|-----------|---------------|
| 普通株式 (株) | 197, 012, 500 | —         | —         | 197, 012, 500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首     | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末    |
|----------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 普通株式 (株) | 2, 860, 000 | —         | —         | 2, 860, 000 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳                 | 新株予約権の<br>目的となる<br>株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |                   |                   |              | 当中間会<br>計期間末<br>残高<br>(百万円) |
|--------------------------|--------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------|-----------------------------|
|                          |                          | 当事業<br>年度期首        | 当中間<br>会計期間<br>増加 | 当中間<br>会計期間<br>減少 | 当中間<br>会計期間末 |                             |
| 2016 年度<br>ストックオプション (2) | 普通株式                     | 217, 000           | —                 | 96, 000           | 121, 000     | —                           |
| 2017 年度<br>ストックオプション (1) | 普通株式                     | 752, 000           | —                 | 406, 000          | 346, 000     | —                           |
| 合計                       |                          | 969, 000           | —                 | 502, 000          | 467, 000     | —                           |

(注) 1 当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                      | 株式の種類 | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|---------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 2023 年 5 月 26 日<br>取締役会 | 普通株式  | 5, 092              | 26. 23           | 2023 年 3 月 31 日 | 2023 年 6 月 27 日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの  
該当事項はありません。

## (リース取引関係)

|                                                         |           |
|---------------------------------------------------------|-----------|
| 第 65 期中間会計期間<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 9 月 30 日) |           |
| オペレーティング・リース取引                                          |           |
| 解約不能のものに係る未経過リース料                                       |           |
| 1 年内                                                    | 911 百万円   |
| 1 年超                                                    | 3,049 百万円 |
| 合計                                                      | 3,961 百万円 |

## (金融商品関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

|                | 中間貸借対照表計上額 |        |       |        |
|----------------|------------|--------|-------|--------|
|                | レベル 1      | レベル 2  | レベル 3 | 合計     |
| 金銭の信託          | —          | 2,500  | —     | 2,500  |
| 有価証券           |            |        |       |        |
| 其他有価証券         |            |        |       |        |
| 投資信託           | 6,821      | 17,357 | —     | 24,178 |
| 資産計            | 6,821      | 19,857 | —     | 26,678 |
| デリバティブ取引(※1、2) |            |        |       |        |
| 株式関連           | 242        | —      | —     | 242    |
| 通貨関連           | —          | △685   | —     | △685   |
| デリバティブ取引計      | 242        | △685   | —     | △442   |

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 242 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち 685 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注１) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(注２) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分     | 中間貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 非上場株式  | 16         |
| 子会社株式  | 19,011     |
| 関連会社株式 | 18,635     |



(有価証券関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注)子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係)金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位:百万円)

|                        | 種類   | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額    |
|------------------------|------|------------|--------|-------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 投資信託 | 22,320     | 17,117 | 5,202 |
|                        | 小計   | 22,320     | 17,117 | 5,202 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 投資信託 | 1,858      | 2,078  | △220  |
|                        | 小計   | 1,858      | 2,078  | △220  |
| 合計                     |      | 24,178     | 19,195 | 4,982 |

(注)1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額 16 百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

| 種類   |          | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 |               |                         |             |               |
|      | 売建       | 13,289        | -                       | 242         | 242           |
| 合計   |          | 13,289        | -                       | 242         | 242           |

(注)1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|-------------|--------------|---------|---------------|---------------------|-------------|
| 原則的<br>処理方法 | 為替予約取引       | 投資有価証券  |               |                     |             |
|             | 売建           |         |               |                     |             |
|             | 米ドル          |         | 6,055         | —                   | △528        |
|             | 豪ドル          |         | 124           | —                   | △2          |
|             | ユーロ          |         | 344           | —                   | △7          |
|             | 香港ドル         |         | 527           | —                   | △53         |
|             | 人民元          |         | 2,876         | —                   | △93         |
| 合計          |              |         | 9,928         | —                   | △685        |

(持分法損益等)

| 第 65 期中間会計期間<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 9 月 30 日) |            |
|---------------------------------------------------------|------------|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等                                   |            |
| (1) 関連会社に対する投資の金額                                       | 5,339 百万円  |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額                                    | 16,494 百万円 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額                                  | 1,148 百万円  |

(収益認識関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

| 項目            | 第 65 期中間会計期間<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 9 月 30 日) |
|---------------|---------------------------------------------------------|
| 1 株当たり純資産額    | 517 円 36 銭                                              |
| 1 株当たり中間純利益金額 | 17 円 17 銭                                               |

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                                   | 第 65 期中間会計期間<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 9 月 30 日)       |
|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 中間純利益 (百万円)                                          | 3,335                                                         |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円)                                   | —                                                             |
| 普通株式に係る中間純利益 (百万円)                                   | 3,335                                                         |
| 普通株式の期中平均株式数 (千株)                                    | 194,152                                                       |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株、<br>2017 年度ストックオプション(1)346,000 株 |

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                     | 第 65 期中間会計期間<br>(2023 年 9 月 30 日) |
|----------------------------------------|-----------------------------------|
| 中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)                | 100,447                           |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)                | —                                 |
| 普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)              | 100,447                           |
| 1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株) | 194,152                           |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## <約 款>

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第3条 委託者は、501億3,379万5,200円に相当する有価証券および金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、10兆円相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第47条、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定によりこの信託を終了させる場合があります。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる株式の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

② 受託者は、前項の受益者について、その氏名または名称および住所その他受託者が定める事項を、第21条の受益者名簿に名義登録し、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）を別途登録するものとします。ただし、個人番号または法人番号を有しない者にあつては、その登録を不要とします（第21条第1項において同じ。）。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については407万3,600口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託)

第8条 委託者は、原則として、有価証券（この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。）をもって、この信託に追加信託を行なうものとします。ただし、当該有価証券の評価額（追加信託を行なう日の前営業日において公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。以下同じ。）の合計が、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額に満たない場合は、その差額については金銭による追加信託を行なうものとします。

② 追加信託金（信託される有価証券の評価額を含みます。）は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

(基準価額の計算方法)

第9条 この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）

を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託の受益権は、平成20年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるとし、原則としてこの信託の平成19年12月28日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託財産における交換の計上が行なわれたもので、当該交換に係る株式の交付日が平成20年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成20年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保管振替制度における参加者口座簿に記載または記載されていない受益証券および保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）または口座管理機関である金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の会員に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、追加信託に係る株式（第13条第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該株式の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該株式についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額）

第13条 取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対して、その保有する株式をもって取得申込を行なうものとします。この場合において、取得申込に係る株式については、日経平均株価における各構成銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式とします。ただし、取得申込者が日経平均株価に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込に係る株式のうち当該発行会社等の株式の評価額に相当する金額については、金銭をもって取得申込を行なうものとします。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、そ

の取得申込者に対し、最低取得申込口数（受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込日におけるユニット株式（日経平均株価における各構成銘柄の委託者が指定する株数の株式すべてを指すものとします。以下同じ。）の評価額の合計に相当する口数として委託者が定める口数をいいます。以下同じ。）を単位として取得の申込を取り扱うことができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニット株式（第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じるユニット株式の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込において、当該委託者の指定する第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。
1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間
  2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
  3. 第34条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）
  4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑤ 第2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は1口につき信託契約締結日の前営業日の日経平均株価終値に相当する価額（円単位未満は切り上げるものとします。）とします。
- ⑥ 取得申込者は、第1項の取得申込に係る株式の評価額の合計と同項ただし書きに規定する金銭との合計額が、前項の受益権の価額に取得申込口数を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を充当するものとします。
- ⑦ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。
- ⑧ 取得申込者が、日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自ら取得申込を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込の際に、当該取得申込者の名称と取得申込口数について、委託者に通知するものとします。
- ⑨ 前項の通知が取得申込の際に行なわれなかった場合において、このことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込を受け付けた第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。
- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（金融商品取引所への上場）

第14条 委託者は、この信託の受益権（平成20年1月4日前は受益証券をもって表示されます。以下本条において同じ。）について、金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得た上で、当該金融商品取引所が開



設する市場に上場されるものとします。

- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第17条 (削 除)

(記名式の受益証券の再交付)

第18条 (削 除)

(毀損した場合等の再交付)

第19条 (削 除)

(受益証券の再交付の費用)

第20条 (削 除)

(受益者名簿の作成と名義登録)

第21条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、計算期間終了日現在において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に名義登録し、個人番号または法人番号を別途登録するものとします。ただし、第39条第2項なお書きに規定する収益分配金の支払いにおいて、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける受益者の個人番号または法人番号にあっては、その登録を不要とします。なお、受託者は他の証券代行業社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成を委託することができます。

- ② 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社は前項に規定する登録を受託者（受託者が第1項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行なうことができます。

- ③ 前項に規定する名義登録は、第34条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

- ④ この信託契約締結当初および平成20年1月4日前の追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なった上で受益証券を交付し、平成20年1月4日以降の追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なった上で振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。

(投資の対象とする資産の種類)

第22条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第26条に定めるものに限りします。）

### 3. 金銭債権

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第22条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（運用の指図範囲）

第23条 委託者は、信託金を、主として株式に投資することを指図します。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる株式以外の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）および金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

#### 1. 預金

2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

3. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

#### 4. コール・ローン

（運用の基本方針）

第24条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行います。

1. この信託は、日経平均株価に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、信託財産中に占める各銘柄の株数の比率を日経平均株価における個別銘柄の株数の構成比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経平均株価に連動する投資成果を目指します。
2. 次に掲げる場合には、第1号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。
  - イ. 日経平均株価の計算方法が変更された場合
  - ロ. 日経平均株価に採用されている銘柄の入れ替えまたは資本異動等により、日経平均株価における個別銘柄の株数の構成比率の修正が行なわれた場合
  - ハ. 追加信託および受益権と株式との交換の指図に伴い、信託財産中に占める各銘柄の株数の比率が、日経平均株価における個別銘柄の株数の構成比率と著しく異なることとなる場合
3. 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、日経平均株価への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第26条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。
4. この信託が終了することとなった場合は、前各号に掲げる運用方針のような運用ができない場合があります。
5. 株式への投資割合には、制限を設けません。
6. 外貨建資産への投資は行ないません。
7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（投資する株式の範囲）

第25条 委託者が投資することを指図する株式は、原則として日経平均株価に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第26条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における日経平均株価先物取引および日経平均株価オプション取引ならびに外国の金融商品取引所における日経平均株価先物取引および日経平均株価オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 前項の株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。(信託業務の委託等)

第27条の2 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。))を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(株式の保管)

第28条 (削 除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、新株発行がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までに

その金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年7月9日から翌年7月8日までとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。なお、受益権の上場に係る費用ならびに「日経平均株価」その他これに類する標章の使用料および当該使用料に係る消費税等相当額を、諸経費に含めることができるものとします。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の14以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(その他報酬の額)

第37条の2 委託者および受託者は、以下により計算された額の報酬を受けることができます。

1. 第27条に規定する有価証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料に100分の50以内の率を乗じて得た額

- ② 前項の報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第38条 信託財産から生ずる配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、第37条および第37条の2に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、第37条および第37条の2に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

- ② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含む）、先物取引等取引益（評価益を含む）、追加信託差益金、交換差益金

2. 有価証券売買損（評価損を含む）、先物取引等取引損（評価損を含む）、追加信託差損金、交換差損金

(収益分配金の支払い)

第39条 収益分配金は、計算期間終了日現在において第21条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。なお、名義登録受益者に収益分配金の支払いを行なった後は、名義登録受益者が計算期間終了日現在における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、

受託者は、当該所有者に対する収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

- ② 前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として受託者が、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第21条第2項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

- ③ 受託者は、収益分配金の支払いについて、第21条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

(収益分配金ならびに信託終了時の交換株式および買取代金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了時における株式および買取りに係る金銭については信託終了日から10年間その交換または支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(一部解約)

第41条 受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(受益権と信託財産に属する株式との交換)

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成13年9月10日以降、委託者に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

- ② 前項の最小交換請求口数は、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において日経平均株価における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託者が定める口数とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けません。

1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間
2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
3. 第34条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）
4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

- ④ 受益者が、第1項の交換の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成20年1月4日以降に交換株式が受益者に交付（株式の振替制度移行後は、振替機関等の口座に増加の記載または記録することをいいます。以下同じ。）されることとなる交換の請求で、平成20年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

- ⑤ 第1項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第43条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第43条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑥ 受託者は、第7項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第8項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものと取り扱います。

- ⑦ 委託者は、第1項の交換の請求を受け付けた場合には、第43条の規定に従って受益権と信託財産に属する株式との交換の指図を行ないます。

- ⑧ 委託者は、交換請求日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものと取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換株式の

振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

- ⑨ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項による交換時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑩ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された株数とし、金融商品取引所が定める一売買単位（以下「取引所売買単位」といいます。）の整数倍とします。
- ⑪ 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行なった受益者が日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、委託者は、交換請求を受け付けた口数から当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社等の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。
- ⑫ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止等、第24条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合は、第1項による交換請求の受付を中止することおよび既に受け付けた交換請求の受付を取消することができます。
- ⑬ 前項により交換請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該交換請求を受け付けたものとします。

（受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等）

第43条 委託者は、受益者が最小交換請求口数の整数倍の振替受益権を委託者に提示して前条第1項の請求を行ない、その請求を受け付けた場合には、受益者から提示された振替受益権の受益権口数から受益者が取得できる個別銘柄の株数と、その交換に要する受益権口数を計算します。

- ② 委託者は、受託者に対し、前項の交換に要する受益権口数の振替受益権と信託財産に属する株式のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当し取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、委託者は、当該発行会社等の株式については当該指図を行なわないものとします。
- ③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとします。ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書の定めるところにより、前条第1項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第5項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。
- ④ 交換の請求を行なう受益者が、日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を通知するものとします。
- ⑤ 前項の通知が交換の請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

（受益権と株式の交換の計理処理）

第44条 前条に定める受益権と株式の交換にあつては、交換に係る受益権口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換差金として処理します。

（受益権の買取り）

第45条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、受益者の請求に基づいて当該受益権を買取ります。

- ② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。
- ③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前項の規定により受益権の買取りを行なうときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて計算されたものとし、第3項の規定を準用するものとします。

(信託終了時の交換等)

- 第46条 委託者は、この信託が終了することとなる場合は、受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。
- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項による交換時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
  - ③ 第1項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して3営業日目から行ないます。
  - ④ 委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
  - ⑤ 第1項から第3項の規定にかかわらず、受益者の保有する受益権のうち、第1項の交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権または受益証券については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する第一種金融商品取引業者が買取りを行なうものとします。
  - ⑥ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前項の買取りを行なうときは、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第46条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換株式の交付（信託終了時の交換等を含みます。）については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第47条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ② 委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
    - 1. 受益権の口数が20万口を下ることとなった場合
    - 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
    - 3. 日経平均株価が廃止された場合
    - 4. 日経平均株価の計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第52条第4項の規定により行なわれないこととなった場合
  - ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
  - ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。
  - ⑥ 委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべて

の受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- ⑦ 前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの契約を解約する場合には適用しないものとします。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合も同様の取り扱いとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがうものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第52条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第47条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。



附 則

第 1 条 平成19年12月28日現在の信託約款第11条、第12条および第15条から第20条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 6 条に規定する「別に定める清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2001年 7 月 9 日

東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号  
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
受託者 三菱 U F J 信託銀行株式会社

